

大学院論文集

第23号



杏林大学大学院国際協力研究科
2026年3月

大 学 院 論 文 集

第 23 号



杏林大学大学院国際協力研究科
2026 年 3 月

目 次

医療通訳実践を困難にする「問診」と「医療面接」概念の構造的差異

博士後期課程 開発問題専攻 張 含煙 …………… 1

民進党の「中華民国」認識の変遷

—台湾アイデンティティの再構築

博士後期課程 開発問題専攻 Yan Linyu …………… 13

介護士の利用者観・援助者観と介助時の配慮に関する効果量分析

博士後期課程 開発問題専攻 修了生 井上 敦 …………… 39

2024 年度秋学期・2025 年度春学期

博士前期・後期課程 修了者論文題目・指導教授・審査委員一覧 …………… 55

博士学位論文 博士論文要旨および審査結果の要旨

在日若年中国人によるマインドフルネス実践の継続要因に関する研究

王 佳杰 …………… 61

「利用者主体」のケアを志向する援助者の視点に関する研究

井上 敦 …………… 66

地域包括ケアにおける医療的ケア（喀痰等の吸引）を行なう

多職種の連携推進と教育に関する研究

布田 和恵 …………… 70

医療通訳実践を困難にする 「問診」と「医療面接」概念の構造的差異

張 含煙

1 はじめに

1-1 背景と問題意識

診療過程の最初に行われる「問診 (history taking)」および「医療面接 (medical interview)」は、医師と患者の関係を形成する上で最も重要な診療行為の一環である。いずれも病歴聴取を通じて診断の手がかりを得る営みであるが、「問診」と呼ばれてきた行為が現在ではラポール形成や説明・共同意思決定までを含む広い概念に変えられ、「医療面接」として位置づけられるようになっている¹。日本の医学教育においても、「問診」と「医療面接」を区別し、後者を複数の機能をもつ対話プロセスとして教える方向への転換が進められている²。こうした違いを十分に理解せずに対応すれば、訳出のずれや医師・患者間の認識ギャップが生じ、信頼関係や診療効果を損なう可能性がある。

在日外国人患者の増加に伴い、日本の医療現場では言語や診療文化の違いに起因するコミュニケーションの課題が顕在化している。実際に、NPO 法人ささえあい医療人権センター COML は 20 年以上にわたり患者からの電話相談を実施しているが、2025 年 3 月までの統計データによると、その相談内容の上位には常に「説明が不十分」「コミュニケーションの取り方」が挙げられている³。また、水田ら (2018) の外国人患者調査でも、53.3%⁴ が受診時にコミュニケーション上の不満や不安を経験し、

-
- 1 南郷 (2013) は、医療面接の概念に対し、「かつて『問診』と呼ばれていた行為は、今日では『医療面接』と名を変え、単に病歴を聴取して診断をつけるだけでなく、患者自らの病への解釈や今後受ける医療に対する希望といったナラティブを明らかにし、医師と患者のラポールを形成するために重要と考えられるようになった」という趣旨の記述あり、pp.396
 - 2 厚労省 医道審議会医師分科会医学生共用試験部会議事録 (2019) により、齋藤が「医療面接というのは昔は問診とごっちゃになっていましたが、実は違ひまして、医療面接の本質は、患者さんとのラポール形成であるというわけでございます。それがないと、もちろん患者さんから適正な情報は得られません」と述べ、問診と医療面接の混同を明言した。(2025 年 12 月 5 日アクセス)、pp.6 <https://www.mhlw.go.jp/content/000537214.pdf>
 - 3 NPO 法人 COML: これまでの電話相談件数と傾向 (2025 年 8 月 28 日アクセス) <https://www.coml.gr.jp/katsudo-naiyo-ippan/denwasodan.html>
 - 4 水田・橋本ら (2018)、pp.41

その要因として「医師の説明不足」「慣習・文化の違い」が報告されている⁵。

したがって、言語の壁が解消されても、意思疎通や意思決定をめぐる困難が必ずしも解消されるとは限らず、治療継続や生活の質に影響する可能性がある。その困難解決のため、医療通訳者の調整的役割・支援をいかに位置づけるかが重要な検討課題となる。

1-2 目的

医療通訳者が「問診」と「医療面接」の違いについて正確に把握していないことによって、医師と患者の間でコミュニケーションを通じての合意形成や、信頼関係の構築に問題が生じることがある。そこで、本稿は医療通訳者が知っておくべき「問診」と「医療面接」が持つ構造的・理念的な違いを検討し、両者の差異が医療通訳行為にどのような影響を及ぼすかを明らかにする。具体的には、「医療面接とは何か」、「問診という旧来構造との違い」、「医師・患者関係のあり方の変化」、「医療通訳との関連性」という四つの視点から分析を行い、医療通訳実践に対する示唆を導き出す。

2 「問診」と「医療面接」の定義

2-1 問診

「問診」(history taking)の定義については辞書的にもほぼ共通の理解が示されている。『大辞林(第3版)』を引くと、「医師が診断の手がかりを得るために、患者に病状や既往歴・家族歴などを聞くこと」⁶、『新明解国語辞典(第7版)』は「医者が患者の訴えを聞き、細部に関して尋ねながら病状の大体を判断すること」⁷、『デジタル大辞泉(第2版)』は「医師が患者を診察する際、まず本人や家族の病歴、現在の病気の経過・状況などを尋ねること」⁸と解釈される。いずれも医師の視点に焦点をあて、必要な情報を聞き取ることを強調している。

学術的にも、従来型の問診は、診断を確定するために必要な患者の情報を医師が主体となって収集する、という単一の役割を持つものでしかなかった(千田・岡田2008)。臨床では正式には「病歴聴取」とも呼ばれ、医師が患者から情報を収集することに焦点があったと常住(2013)は指摘している。また、南郷(2013)は、「かつて「問診」と呼ばれていた時代には、「問うて診る」の語に象徴されるように、多くの場合一問一答式に、医師が知りたい情報を集中的に効率よく患者から収集するという作業が中心であった」と述べている⁹。さらに、問診と医療面接を区別するため、

5 水田・橋本ら(2018)、pp.41

6 三省堂(2014)『大辞林(第3版)』参照。

7 三省堂(2012)『新明解国語辞典(第7版)』参照。

8 小学館(2020)『デジタル大辞泉(第2版)』参照。

9 南郷(2013)、pp.396

中野（2010）は問診を「医師主導の一方向性の対話」¹⁰と定義し、迅速かつ正確な診断を行うことを目的とした構造であると指摘している。

以上の文献から、問診は主として病歴聴取と診断情報の収集に焦点を置いた一方的対話であり、医療面接が展開する以前の医療コミュニケーションの基本形態と位置づけられてきたと整理できる。

2-2 医療面接

医療面接（medical interview）は、問診（病歴聴取）と異なり、患者の語り・感情・価値観を医療者が受け止めながら対話を深め、協働的な診療関係を形成していく過程を重視する概念である。「医療面接」という語は一般辞典には収録されないが、医学教育・医師と患者のコミュニケーションに関する研究では広く用いられ、教育実践の文脈で体系的に扱われてきたことが複数研究により示されている¹¹。

中野（2010）は、医療面接の核心である医療コミュニケーションスキルを習得する重要性について論じ、医療面接は「患者の言葉に耳を傾け、良好な関係を目指す双方向的な対話」¹²であると定義した。患者が自らの「病のストーリー」を語ることを通じて診断情報を自然に引き出すと同時に、不安軽減や治療協力関係の構築を可能にすると論じた。そこで、医療面接は単なる情報収集ではなく、「癒し」にもつながる医療者の態度や共感性が問われる実践的なコミュニケーション技術である。

また、Coleら（2003）は、医療教育の教科書として定着している『メディカルインタビュー』において、医療面接の概念を次のように述べた¹³。

医療面接は、何よりも患者理解を重視している。そのために患者の物語を聴くこと、患者の解釈モデル¹⁴を捉えること、さらに患者の希望や考えと医師のそれとを摺り合わせることを通じて、両者が納得し合意に至ることを目標としている。すなわち、患者中心の医療（patient-centered medicine）である（Coleら 2003）。

10 中野（2010）、pp.1077

11 本稿の文献調査（医中誌・Google Scholar等使用）において、医療面接が論じられる研究は複数確認され、その例として千田・岡田（2008）、常住ら（2013）、中野（2010）、南郷（2013）、鈴木・阿部（2025）、Cole & Bird（2003）などが挙げられる。

12 同上、pp.1077

13 Cole SA, Bird J. 2003. 飯島克己・佐々木将人監訳『メディカルインタビュー—三つの機能モデルによるアプローチ（第2版）』メディカルサイエンスインターナショナル、pp. iii、3-4

14 Coleら（2003）は「患者の解釈モデル」を患者が病気や症状の原因・重症度・治療に対する期待や信念といった要素を含む信念体系として説明している。また、患者が解釈モデルに基づいて受診行動や医師の説明を受け入れ、その形成には個人の経験や文化的背景が影響することを指摘している。同上、pp.173-178

さらに、同書において Bird および Cole によって提唱された「三つの機能モデル」に基づくと、医療面接の役割は、以下の 3 つにまとめられる。

- (1) 効果的医師・患者関係の構築
- (2) 健康問題の評価
- (3) 健康問題のマネジメント

つまり、Cole らによると、医療現場における医師と患者のコミュニケーションは「効果的な医師・患者関係を構築し、継続的に維持すること」、「患者理解のための情報収集をし、その健康問題を的確に把握・評価すること」「患者への教育・調整や動機づけを通じて、治療に向けた協力関係を形成すること」という 3 つの軸が機能し、相互に関連しながら診療過程を支えている。

近年では、医療面接は医学生が臨床実習に進む前に実施される全国共用試験 OSCE¹⁵ に組み込まれ、臨床実習前に必ず習得すべき基本的能力として位置づけられている。さらに 2020 年からは、臨床実習終了時点に必要な技能・態度を測る「診療参加型臨床実習後 OSCE」が正式導入された¹⁶。

3 「問診」から「医療面接」へ

3-1 歴史的転換

近代日本における問診は、西洋式病歴聴取（アナムネーゼ）の起源とし、1857 年の長崎伝習所開講や 1861 年の長崎養生所¹⁷ 設立を契機に導入された。坂井ら（2010）は西洋医学の普及に伴い問診が制度的に位置づけられ、1874 年に公布された「医制」によって全国的な医学教育課程および医療制度の標準として確立されたと述べている。

しかし前節で述べたように、従来の問診は患者の訴えや事実確認を中心とした医師主導・一方向的な構造であり、患者の意思や価値観が十分に反映されにくいとされる。こうした構造は医師と患者間の理解のずれや不満につながる可能性があり、斎藤（2005）は「多くの医療訴訟が医療行為そのものの過誤ではなく、医師や医療機関と患者・家族の間に良好な関係が築かれていないことに起因する」¹⁸ と論じている。

15 共用試験は、知識を評価する CBT（Computer Based Testing）と、臨床技能・態度を評価する OSCE（Objective Structured Clinical Examination）から構成され、臨床実習前の医学生の能力を総括的に評価し、臨床現場に参画する妥当性を担保することを目的とする。CATO（2020）参照。

16 CATO（2020）、pp.1（2025 年 9 月 10 日アクセス） https://www.cato.or.jp/pdf/osce_40.pdf

17 19 世紀半ば、オランダ軍医ボンペ（Pompe van Meerdervoort）が長崎に養生所・医学所を創設し、日本初の近代的西洋式病院を併設した医学校として、西洋医学に基づく問診と臨床教育が体系的に開始された。長崎大学医学部「医学科概要 歴史的特徴」（2025 年 9 月 10 日アクセス） https://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/contents/02_features.html

18 斎藤（2005）、pp.1、4-8

1970年代以降、欧米では患者中心の医療が重視され、Kurtzら（2003）が体系化した Calgary-Cambridge Guides¹⁹をはじめとする医療面接教育モデルが普及した。これらは単なる病歴収集にとどまらず、コミュニケーション技法の修得や患者の感情理解を重視するものであり、医師主導型の関係から「共同意思決定（Shared Decision Making, SDM）」への転換を促した。さらに、インフォームド・コンセントと患者の自己決定権をめぐる議論は1990年代以降に活発化し、その理念が医療倫理や法制度の中で位置づけられていったことが指摘されている（谷田 2004、藤重ら 2020）²⁰。

欧米の情報を受け、日本も医療面接教育の必要性が認識され、医学教育改革が進んできた。制度面では、文部科学省（2007）が策定した『医学教育モデル・コア・カリキュラム（MCC）』において、初めて「医療面接」が「基本的診療技能」として明記され、医学教育の患者中心への転換が求められた²¹。

MCCに記載されている医療面接に関する臨床研修到達目標にも、患者・家族との信頼関係構築や医療面接実施のための態度・基本的コミュニケーション技法の実践として明示されている²²。さらに2022年の改訂では、「患者の意思決定支援とそのための情報収集・わかりやすい説明」が追加され、医師のコミュニケーション能力に関する内容が一層充実した²³。

加えて、医療系大学間共用試験実施評価機構 CATO（2020）により、2005年から全国共用試験 OSCE（客観的臨床能力試験）が正式に導入され、模擬患者（SP）を用いた医療面接教育と評価が全国の医学部で義務化されたと報告している²⁴。さらに、厚生労働省医道審議会²⁵（2022）においても、MCC改訂の内容²⁶を踏まえた共用試験の在り方が審議され、教育目標と評価制度の接続が制度的に担保されている。これにより、医療面接は不可欠な臨床スキルとして位置づけられた。

19 Calgary-Cambridge Guides とは、医療面接における「内容（content）」と「過程（process）」を統合して体系化したモデルであり、医療面接教育に必要な構造・関係構築・共同意思決定などを網羅した枠組みである。Kurtz（2003）参照。

20 インフォームド・コンセントの受容と制度的議論の展開については、谷田（2004）pp.94-95、藤重ら（2020）pp.2-3、7-9に整理されている。

21 文部省（2007）参照、pp.46（2025年9月10日アクセス）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033/toushin/1217987_1703.html

22 同上、pp.51

23 文部省（2022）参照、pp.11（2025年9月10日アクセス）
https://www.mext.go.jp/content/20240220_mxt_igaku-000028108_01.pdf

24 CATO（2020）参照。（2025年9月10日アクセス）https://www.cato.or.jp/pdf/osce_40.pdf

25 医道審議会医師分科会医学生共用試験部会は、厚生労働省の下で医学生共用試験（CBT・OSCE）の制度設計を議論する専門部会であり、MCC改訂を踏まえた共用試験の在り方が審議されている。厚労省（2020）参照。（2025年9月10日アクセス）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000932163.pdf>

26 前掲、文部省（2022）参照。

3-2 「医療面接」と「共同意思決定（SDM）」

臨床スキルとして必須である医療面接は、医師と患者の信頼関係を基盤に、情報収集・診断・説明・治療方針の計画といった複数のプロセスから構成される。その中で、近年とりわけ重視されているのが「共同意思決定（SDM）」の理念である。

SDM は、倫理学者 Veatch（1972）によって初めて学術的に提示され、Charles ら（1997）が医療場面に適用して定義づけたことにより、学術的に定着し、臨床実践の中でも広く普及した。さらに、Kunneman ら（2016）は臨床現場における SDM の必要条件として、①患者の状況理解、②介入の必要性確認、③複数の選択肢の存在認識、④各治療法の利点・不利益の提示、⑤患者の価値観や選好の把握と合意形成、を挙げている。

このように、SDM は医療面接を単なる病歴聴取や情報伝達の場合にとどめず、患者中心の医療を実現するための協働的プロセスとして位置づける基盤となっている。

4 「問診」と「医療面接」の構造的比較

4-1 構造と機能の比較視点

前述で整理した「問診」と「医療面接」の定義、および歴史的転換と理念的背景を踏まえ、本節では両者の構造的相違を比較検討する。その目的は、

- ①異文化間の診療場面における医師・患者間の認識のズレの要因を明らかにすること
- ②その違いが医療通訳の判断・表現にどのような影響を与えるかを具体的に考察することである。比較視点としては、表1に示す10の項目を設定する。

これにより、両者の特徴と相違点を明確にし、医療通訳実践に必要な理論的基盤を提示する。さらに表1に基づき、具体的な特徴と通訳対応への示唆を整理する。

4-2 「問診」と「医療面接」の構造的比較および医療通訳との関連性

全体として、「問診」は「医療面接」の一部としてみなされることもあるが、両者は本質的に異なる概念である。鈴木・阿部（2025）は、「問診」を診断や治療に必要な情報を医療者が患者に尋ねて収集する場面に定義し、「一方向的な情報収集」が中心であり、「双方向の関係性や患者の感情面への配慮はあまり重視されていない」と指摘している²⁷。一方、「医療面接」は、患者と医療者のコミュニケーションを広く含み、医師以外の多職種とのやりとりも対象となる点に特徴があり、さらに情報収集を超えて信頼関係や不安軽減を重視した双方向的対話が求められるとしている。この違いを明確にすることで、通訳者に求められる対応の差異を具体的に検討する手がか

27 鈴木・阿部（2025）、pp.2-4

表1 「医療面接」と「問診」の比較項目と検討の要点

比較項目	内容・ポイント
① 用語の定義	両者はどのように定義され、区別されるのか？
② 目的・機能	主にどのような目的と機能を果たしているのか、信頼関係構築やSDMによる合意形成などを旨とするのか？
③ 内容の構成	どのような情報が含まれるのか、心理的・社会的な要素も含む多面的な内容となるのか？
④ 会話の構造	会話は構造化されているのか、理論的枠組みに基づいた構造が用いられているのか？
⑤ 医師の役割	医師は主導的なのか、それとも共同意思決定を支援するのか？
⑥ 患者の役割	患者は受動的に応答するのか、語り手・意思決定に参加するのか？
⑦ 教育上の位置づけ	日本の医学教育体系において、どのように位置づけられているのか、必須技能として体系的に教育・評価されるのか？
⑧ 臨床的意義	診断効率化を中心とするのか、それともSDMや患者満足度、治療の遵守など臨床的効果と関係があるのか？
⑨ 適用の場面	どのような場面や領域で用いられるのか、初診・救急や慢性疾患管理などにも適用されるのか？
⑩ 通訳上の課題	通訳上どのような困難があり、通訳者にはどのような対応・配慮が求められるのか？

りとなる。

本節では、既存文献で示される問診および医療面接の定義・特徴を基に、筆者が比較視点を抽出・整理し構造化した。したがって本比較表は既存研究の単なる引用ではなく、文献レビューに基づく筆者による分析的再整理である。

以下の表2では、表1の10の比較項目ごとに「問診」と「医療面接」の特徴を整理し、さらに医療通訳への示唆を加えることで、通訳実践に必要な視点を具体的に示した。これにより、医療通訳は単なる言語の置き換えではなく、文脈的・文化的調整を伴う営みであることが明らかになる。

この比較から、両者の相違は通訳実践に直結することが明らかとなった。

①用語の定義では、問診が診断を志向し、医療面接は患者中心・信頼関係構築重視する。②目的・機能は、前者が病歴収集、後者が合意形成と協働治療の推進を重視する。③内容は、医学情報中心か、心理的・社会的要素を含む多面的情報を扱うかで異なる。④会話構造は、一問一答型と三機能モデルに基づく多層的対話型に分かれる。⑤医師の役割は、指示型から協働型へ移行する。⑥患者の役割は、受動的応答から語り手・意思決定主体へ位置づけ直される。⑦教育上は、問診が旧来技法にとどまるのに対し、医療面接は必須スキルとして制度化された。⑧臨床的意義は、正確性・効率性重視から、SDMや患者満足度、治療遵守率の向上へ拡張する。⑨適用場面は、救急・初診中心から、慢性疾患管理や緩和ケアといった人的ケア領域へ

表2 「問診」と「医療面接」の構造的比較および医療通訳との関連性

項目	問診	問診における医療通訳対応	医療面接	医療面接における医療通訳対応
①用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が主導し、診断に必要な情報（病状・既往歴・家族歴など）を効率的に聴取する ・一方向的なやり取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の質問・指示や患者の回答を逐語的に正確に通訳することが中心 ・忠実性を最優先し、非言語的要素は原則として扱わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の語りに耳を傾け、双方向的な対話を通じて患者理解と信頼関係を構築するプロセス ・患者中心の医療（patient-centered care）の理念を基に 	<ul style="list-style-type: none"> ・忠実性と正確性を基本としつつ、双方の言語・非言語的要素を適切に伝達 ・コミュニケーションのずれ・認識ギャップが生じた際、文化的背景や言外の意味を確認し、適切に対応
②目的・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・主に疾患の特定と診断のための事実情報の収集 ・効率的に医師の意思決定・診断をサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断のために事実情報を収集し、正確に伝達すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の他、患者の意向・価値を確認し、共同意思決定を促進 ・診療上の協働関係構築を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的が合意形成や不安軽減という支援に拡張 ・医師と患者の信頼関係の構築と共同意思決定（SDM）をサポートするための訳出方略
③内容の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・主に発症時期・経過・既往歴などの医学的情報が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的情報の正確性を確保し、漏れなく伝達すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的状態・生活状況・価値観などの多面的な要素 ・「患者の物語」を引き出し、解釈モデルを理解することが重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的・社会的情報を含む多面的情報を整理し、正確に伝達 ・感情の表出や意図の確認、不安軽減に配慮 ・口調やニュアンスを可能な範囲で反映する工夫
④会話の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・医師からの問いかけに患者が答える直線的な一問一答型 ・柔軟性は比較的低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・定型的なフレーズが中心で、標準化される可能 ・誤訳リスクを回避すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三つの機能モデル（関係構築・情報収集・患者教育）」²⁸に基づく会話型 ・患者の解釈モデル²⁹への理解 ・柔軟かつ多層的な会話を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話の段階（信頼関係→病状説明→治療合意）を識別・把握 ・双方理解を促進するために介入・調整し、判断力と対応力が必要
⑤医師の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・治療の主導者の立場 ・情報を収集・統合し、診断・治療方針を一方向的に決定する傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示を忠実かつ正確に逐語訳 	<ul style="list-style-type: none"> ・対話一員としての立場、共同意思決定を実行する協働者 ・患者の意向と調和させながら、コミュニケーションによって治療方針を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の表現が「命令・指示型」から「相談・協働型」へと変化 ・医師表現の意図を正確に汲み取り、ニュアンスを反映する工夫
⑥患者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供者の立場 ・医師の質問に受動的応答 ・発話は限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の回答を忠実かつ正確に逐語訳 ・通訳による介入は最小限にとどめ、情報伝達に徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・病のストーリーを語る主体 ・能動的に自己意思を表明 ・意思決定に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者が話しやすい雰囲気を保ちながら逐次訳出などの配慮 ・表情やトーン・沈黙などの非言語的情報を適切に処理

28 Cole ら（2003）、pp.3-4。詳しい説明は本稿 2-2 参照。

29 「患者の解釈モデル」とは患者が病気や症状の原因・重症度・治療に対する期待や信念といった要素を含む信念体系である。本稿 2-2 参照。

⑦教育上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・旧来の日本医学教育における基本技能 ・診断学中心の医学教育で重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関連知識、通訳技法の習得を中心 ・逐語性の訓練で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・現代医学教育における必須スキルとして制度化 ・コミュニケーション能力重視の認識 ・OSCE等の臨床能力評価項目³⁰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療面接」など医学教育関連の内容、新たな教育理念への理解 ・専門的通訳技術の研鑽とコミュニケーション能力の向上が必須
⑧臨床的意義	<ul style="list-style-type: none"> ・診断の正確性向上 ・初期対応の効率化に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を迅速正確に伝達 ・言語中心に伝達する伝声管の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDM・患者満足度・治療の遵守率向上に寄与 ・医療の質を高める要因 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDM支援のため、双方の意図を確認・調整しつつ訳出 ・医師と患者の間の信頼関係構築を支える仲介者
⑨適用の場面	<ul style="list-style-type: none"> ・初診外来、救急、問診票記入の説明など ・主に迅速な情報収集が必要な場面 	<ul style="list-style-type: none"> ・逐語訳中心の対応 ・緊急時に必要情報を迅速かつ正確に伝達すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的ケアを中心とし、緊急時以外全過程の診療に適用 ・特に慢性疾患管理、精神科治療、緩和ケア、在宅医療など継続的関係性を重視する場面 	<ul style="list-style-type: none"> ・場面別の会話スタイルを認識 ・診療目的に応じて逐次通訳と会話調整を切り替える柔軟性が必要
⑩通訳上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・定型表現（専門用語・固定フレーズなど）が多用されるため、標準化が可能 ・逐語忠実性の確保が最重要課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・訳出の忠実性を維持し、誤訳を回避すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・非言語的コミュニケーション（表情・沈黙・語調や心理的要素）を含み、逐語のみでは不十分 ・伝達が困難の時、意思疎通のための適切な介入・調整が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・感情や共感性を正確に反映する訳出方略 ・遮断を避け、発話を促す力と、曖昧な表現を確認し、適切に対応する能力 ・通訳者の倫理観・判断力・対応力が常に問われる課題

拡大する。⑩通訳課題は、標準化訳出可能な問診と、非言語的要素を含む調整が不可欠な医療面接で大きく異なる。

したがって、通訳者には言語の媒介に加えて、非言語的要素や文化的背景を踏まえた調整的支援が求められる。両者の構造的相違を理解することは、異文化医療場面における通訳者の調整的役割を考える上で不可欠である。

5 おわりに

本稿の結論として、「問診」と「医療面接」の構造比較によって、両者の各方面の相違が医療通訳実践における対応の違いに直結することを明らかにした。すなわち、問診は医師主導の一方向的情報収集であり、正確さと効率性が通訳者に求められる。一方、医療面接は双方向のコミュニケーションを基盤とし、通訳者は患者の語り・

30 CATO（2020）によれば、OSCE（客観的臨床能力試験）とは医学生が臨床実習に進む前に実施される全国共用試験の一部であり、医療面接・身体診察・基本手技等を含む臨床能力が評価項目として設定されている。CATO（2020）参照。

感情・価値観を含む多層的なやりとりを支えている。

以上より、問診では医師の指示や質問を忠実に伝達する正確性が重視されるのに対し、医療面接では信頼関係の構築、不安の軽減、合意形成の支援といった調整的役割が求められる。また、教育的・制度的な位置づけの変化に伴い、通訳者自身にも医学教育や患者中心の医療の理念を理解する必要があり、状況に応じて通訳スタイルを調整する柔軟性が求められる。このように、問診と医療面接の相違を理解することは、異文化間の医療場面における通訳者の役割を「単なる言語媒介者」から「調整的支援を担う存在」へと再定義する理論的基盤となる。

しかし、本稿には限界もある。分析は主として文献レビューに依拠しており、実際の通訳場面や多文化的医療面接の実証的データを十分に扱えていない。また、医学教育改革と通訳養成の制度的接点についても検討する必要がある。

今後の課題としては、①臨床現場における医師・患者・通訳者の相互作用に関する質的分析、②外国人患者を対象とした通訳実践記録の収集・分析、③通訳者自身の判断過程や調整・介入の妥当性に関する研究を進めることが必要である。これらを積み重ねることで、医療通訳に求められる「調整的支援」の具体像をより明確に描き出し、異文化医療現場での実践に資する知見の蓄積が見込まれる。

参考文献

- 三省堂（2012）『新明解国語辞典（第7版）』
- 三省堂（2014）『大辞林（第3版）』
- 小学館（2020）『デジタル大辞泉（第2版）』
- 坂井建雄・澤井直・瀧澤利行・福島統・島田和幸（2010）「我が国の医学教育・医師資格付与制度の歴史の変遷と医学校の発展過程」『医学教育』41（5）、pp.337-346
- 斎藤清二（2005）『医師と患者のコミュニケーション』日本医師会
- 鈴木富雄・阿部恵子（2025）『よくわかる医療面接と模擬患者（第2版）』名古屋大学出版会
- 谷田憲俊（2004）「インフォームド・コンセント成立の背景について」『山口医学』53(2)、pp.89-97
- 千田彰一・岡田宏基（2008）『対話に学ぶ医療面接プラクティス』日経メディカル開発
- 常住亜衣子・石川ひろの・木内貴弘（2013）「医療面接における医師・患者間コミュニケーションスキル評価尺度：文献レビューと尺度構成項目の分析」『医学教育』44(5)、pp.335-344
- 中野重行（2010）「医療コミュニケーションの学習と模擬患者（SP）」『薬理と治療』38(12)、pp.1077-1088
- 南郷栄秀（2013）「医療面接の基本と客観的臨床能力試験（OSCE）」『Clin Eval』40(2)、pp.395-400
- 藤重仁子・安井渚・久木元由紀子・中村めぐみ・前田薫・五十嵐淳介（2020）「インフォームド・コンセントの歴史と近年の課題」『森ノ宮医療大学紀要』14、pp.1-16
- 水田耀・橋本美香・長谷川真紀・中野貴司・田中孝明・Raphael Hawkins（2018）「外国人患者が医療機関受診において経験するコミュニケーション・ギャップ」『川崎医学会誌・一般教養篇』44、pp.39-48
- Charles C, Gafni A, Whelan T. 1997. Shared decision-making in the medical encounter: what does it mean? (or it takes at least two to tango). Soc Sci Med, 44(5):681-692.
- Cole SA, Bird J. 2003. 飯島克己・佐々木将人監訳『メディカルインタビュー三つの機能モデル

- によるアプローチ（第2版）』メディカルサイエンスインターナショナル
- Kurtz S, Silverman J, Benson J, Draper J. 2003. Marrying Content and Process in Clinical Method Teaching: Enhancing the Calgary-Cambridge Guides. *Academic Medicine*, 78(8):802-809.
- Kunneman M, Montori VM, Castaneda-Guarderas A, et al. 2016. What is shared decision making? (and what it is not). *Acad Emerg Med*, 23(12):1320-1324.
- Veatch RM. 1972. Models for ethical medicine in a revolutionary age. What physician-patient roles foster the most ethical relationship? *Hastings Cent Rep*, 2(3):5-7.
- 厚生労働省 医道審議会医師分科会医学生共用試験部会 議事録（2019）（2025年12月5日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/content/000537214.pdf>
- 厚生労働省 医道審議会医師分科会医学生共用試験部会（2022）『共用試験 OSCE の意義と概要（医学生共用試験部会資料）』（2025年9月10日アクセス） <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000932163.pdf>
- 公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構 CATO（2020）『診療参加型臨床実習に参加する学生に必要とされる技能と態度に関する学修・評価項目（第4.0版）』（2025年9月10日アクセス） https://www.cato.or.jp/pdf/osce_40.pdf
- 長崎大学医学部「医学科概要 歴史的特徴」（2025年9月10日アクセス） https://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/contents/02_features.html
- NPO 法人ささえあい医療人権センター COML：これまでの電話相談件数と傾向（2025年8月28日アクセス） <https://www.coml.gr.jp/katsudo-naiyo-ippa/denwasodan.html>
- 文部科学省（2007）『医学教育モデル・コア・カリキュラム教育内容ガイドラインー平成19年度改訂版』（2025年9月10日アクセス） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033/toushin/1217987_1703.html
- 文部科学省（2022）『医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版』（2025年9月10日アクセス） https://www.mext.go.jp/content/20240220_mxt_igaku-000028108_01.pdf

民進党の「中華民国」認識の変遷

—台湾アイデンティティの再構築

Yan Linyu

はじめに

本稿は、民主進歩党（民進党）の「中華民国」認識¹が、結党期の法理的な台独志向から、現行の憲政秩序を前提とする言説的枠組み「中華民国台湾」へと再編され、統治実践に組み込まれていく動態的過程を分析するものである。分析の中核的枠組みとして、①党内における路線対立と権力闘争の歴史である「党内派閥力学」、および②民主化の進展に伴う「台湾社会のアイデンティティ変容」という二つの要素の相互作用を設定する。本稿は、民進党の路線転換が、これら二要素の相互作用から生じた、統治の実効性を高めるための戦略的適応の帰結であると主張する。

分析に先立ち、本稿の議論の前提となる核心概念を以下の通り定義する。第一に、「台湾独立（台独）」である。本稿においてこの語は、既存の「中華民国」体制を法理的に否定し、新憲法の制定や国号変更（正名）を通じて、中国大陆とは無関係な別個の主権国家「台湾共和国」の建設を目指す急進的な政治的立場（法理独立）を指すものとする。

第二に、「本土化」である。これは上記の「法理台独」とは峻別される概念であり、「中華民国」という既存の憲政秩序や制度的枠組みを維持・活用しつつ、その統治の実質的内容や正統性の基盤を「中国大陆」から「台湾」へと移行させる一連の政治的・社会的プロセスを指す。すなわち、国家の枠組みを破壊するのではなく、制度内での「台湾中心化」を意味する。

第三に、「中華民国」認識である。これは単なる国号の承認にとどまらず、憲法体制、歴史的法統、および統治機構の正統性の位置づけに関する、民進党の規範的かつ実利的な態度表明の総体を指す。これには、国号・対外呼称・交渉前提といった用語の運用、管轄範囲や憲法主体の解釈、さらには歴史叙述や象徴の取り扱いに関する政策実践が含まれる多面的な概念である。

第四に、「中華民国台湾」である。これは蔡英文政権期に定式化された言説的枠組みであり、「中華民国」と「台湾」を対立概念ではなく等価なものとして接合し、憲政の連続性を前提としつつ、統治主体の帰属を台湾住民の民主的意思との関係で運

1 「中華民国」認識とは、中華民国という存在をどのように捉えるかという認識を指す。

用上整理し、台湾の主体性を統治言説の次元で顕在化するための戦略的カテゴリーとして定義する。

本稿では、これらの定義に基づき、従来の「独立か統一か」という二項対立的な図式ではなく、体制内における「本土化」の深化と、その帰結としての「中華民国台湾」の定着という観点から、政党文書・指導者演説・法規・象徴政策等の質的分析を行う。

以上の目的を達成するため、本稿は以下の構成をとる。第一章では結党期の急進的独立路線が、どのような党内力学と社会意識を背景に成立したのかを示す。第二章では政権獲得という現実を前に、外的環境の制約と党内権力構造の変化が、いかにして現実主義への転換を促したのかを分析する。第三章では、馬英九政権との対峙の中で、2014年のひまわり学生運動を軸とする社会側の転換が党の路線と組織をいかに再編したかを考察する。第四章では、その帰結として「中華民国台湾」が提示され、台湾アイデンティティの再構築と統治実務として定着した過程を検証する。

先行研究としては、Frank C. S. Liu と Francis L. F. Lee (2013)² が、台湾が約2300万人を統治する政治的実体として機能しつつ、民主化を経て「台湾アイデンティティ」と「中華民国」名称の正当性が併存している点を指摘している。さらに、若林正丈 (2021)³ および方錦程 (2021)⁴ は、民進党の立場変遷や本土化政策の展開に示唆を与えている。他方、渡辺剛 (2016)⁵ や小笠原欣幸 (2001)⁶ は、「一つの中国」論とアイデンティティ形成を批判的に検討している。

しかし、民進党の「中華民国」認識の変容と台湾アイデンティティ再構築の相互作用を統合的・動態的に説明した研究は十分ではない。本稿はこのギャップを埋めるべく、政党文書・政府報告・演説・象徴政策の精査による質的分析に、世論調査の時系列分析を併用し、言説—制度—世論の連関を検証する。

2 Frank C. S. Liu, Francis L. F. Lee; Country, National, and Pan-national Identification in Taiwan and Hong Kong: Standing Together as Chinese?. *Asian Survey* 1 December 2013; 53 (6): 1112-1134. doi: <https://doi.org/10.1525/as.2013.53.6.1112>

3 若林正丈 (2021) 「台湾ナショナリズムの台頭・合法化とナショナリズム政党制の形成」、『台湾の政治 増補新装版：中華民国台湾化の戦後史』、東京大学出版会、270 頁。

4 方錦程 (2021) 「台湾“本土化”的演進及影響」、『台湾研究』2020 年第 6 期、中国社会科学院台湾研究所。

5 渡辺剛 (2016) 「中国の警戒する『文化台独』」、一般財団法人霞山会、『東亜』、2016 年 9 月号、6-7 頁。

6 小笠原欣幸 (2001) 「台湾アイデンティティと『一つの中国』—李登輝政権の対中政策の展開」、OGASAWARA HOMEPAGE、<https://www.tufts.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/paper3.html>。

第一章 民進党の結党と台湾独立主張の確立

1.1 結党の歴史的背景と台独イデオロギー

1970年代の台湾では、急速な工業化に伴う中産階級の拡大にもかかわらず、その政治的発言力は制限されていた。この不均衡は国民党権威主義体制への改革要求を蓄積させ、体制外の「党外勢力」が社会的基盤を形成する土壌となった。彼らは、戦後の中華民国による統治を自明視せず、「法理独立」への志向を内包しつつも、当面の政治的スローガンとして「住民自決」を掲げ、支持を拡大していった。

1986年に民進党が成立すると、基本綱領に「台湾の前途は台湾住民全体が決定する」とする住民自決を明記した。これに呼応して、海外独立勢力の回帰と合流が進んだ。他方で、台湾独立の基本路線化を急ぐ急進志向と、議会・選挙を通じた段階的改革を重視する穏健派の緊張が結党直後から党内対立の主軸として顕在化した。

民進党の派閥は、1979年の美麗島事件後の党外運動にその起源を持つ（図1参照）。当時、運動の主流は康寧祥率いる穏健路線の「康系」であったが、これと並行して政治犯の家族や弁護士を中心とする「美麗島系」が形成された。

さらに、これら既存勢力と距離を置く「新世代」が台頭した。彼らは1984年に急進路線の拠点となる「党外編集作家連盟（編聯会）」を結成し、後の「新潮流系」の基盤を築いた。これに対抗して同年、康系も「党外公職者公共政策研究会（公政会）」を結成し、体制内改革を標榜した。こうして、結党前夜には康系、美麗島系、そして新世代（新潮流系）という三つの主要な潮流が鼎立していたのである。

結党当初、美麗島系の主要幹部は服役中であり、初期の党内対立は主に新潮流系と康系の間で展開された。しかし1987年、黄信介ら指導者が相次いで出獄すると、「政治的犠牲者」としての道徳的資源を背景に求心力を高め、同系は党内最大派閥へ

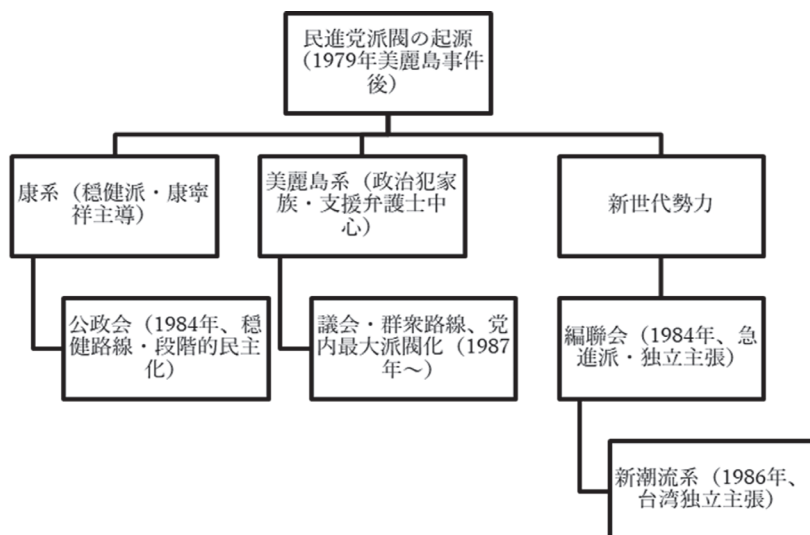


図1 民進党派閥の起源と形成過程（1979年～1986年）

と急成長した。対照的に康系は影響力を失い、その多くが美麗島系へと合流するに至った⁷。

1988年の蔣経国総統の逝去と李登輝の総統就任は自由化・民主化を加速させ、島内の「台独」活動は次第に表面化・合法化された。海外の「台湾独立建国連盟（台独連盟）」も帰国・合流し、国名変更、新憲制定、台湾名義での国連加盟を核心とする明確な独立志向を党内に持ち込んだ。こうして、議会・選挙を重視する穏健路線（美麗島系・康系）と、住民自決を前提に独立志向を前面化する急進路線（新潮流系・台独連盟）という対立的な二重構造が定着したのである⁸。

1990年代初頭には、既存二大派閥の軸線から距離を置いていた周縁勢力が結集し、陳水扁を中心とする正義連線、謝長廷・蘇貞昌が主導する福利国連線が台頭した。これにより、新潮流系・美麗島系・正義連線・福利国連線・台独連盟が競合する多極的配置が成立し、相互牽制と協調の力学が作用し始めた。最終的には、イデオロギー的に対照的な美麗島系と新潮流系が中核として並立し、両者の力学が党の組織運用と政策提示に埋め込まれていった。

総じて言えば、穏健な議会・選挙路線と急進的な住民自決路線の間で調整が重ねられ、その妥協と融合の産物が段階的に党の公式文書へと組み込まれていった。次節では、1988年の主権独立決議、1990年の「1007決議文」、そして1991年の「台湾独立党綱」の採択過程を取り上げ、独立志向が党の規範として定着していく経路を検討する。

1.2 独立建国主張の展開

1986年に民進党が設立された当時、台湾は戒厳状態にあり、「通共」（共産主義国家や団体との交流）や「台独」は島内での二大禁忌とされていた。党内でも台湾の前途をめぐる意見が分かれていたため、民進党はこの問題に対して明確な立場を示すことが困難であった。そのため、従来の「党外」勢力が掲げていた「住民自決論」を基本的に踏襲し、党綱に取り入れることとなった。それは、当面の統治秩序（中華民国憲政）を正面から否定するリスクを回避しつつ、将来的な主体決定の手段としての住民投票という選択肢を法理的に確保しようとする、二重の戦略的意図に基づくものであった。

民進党は「基本綱領」において、「台湾の前途は台湾全体の住民が決定すべきである」と宣言し、国連への再加盟や中国大陆の武力脅威への反対を掲げた。「住民自決」という語彙の採用は、表向きには穏健な路線を装いつつ、その内実において、主権の確認から最終的な憲法制定・国号変更（制憲・正名）へと至る段階的な政治

7 方錦程（2019）「民進党派系的演變脈絡」、『台湾研究』第7期。

8 陳朝建（2005）「政党政治：解析民主進歩党的派系結構」、台湾法律網、<https://www.lawtw.com/archives/333784>。

のプロセスを視野に入れた戦略的布石であったと解釈できる⁹。

この立場は、党内急進派の主導により、段階的に具体化されていく。1987年11月の民進党第1回中央委員会第7次総会において、「自決」の主張は「台湾独立を主張する自由」へと高められ、1988年4月17日の決議文では、「台湾は北京を首都とする中華人民共和国に属さない」という立場から「台湾の国際主権独立」を正式に提唱した。同時に提示された「四つのもし」（①国共の単独和談、②台湾人民の利益売却、③中共による統一、④民主憲政の不履行）のいずれかが生じた場合、独立主張に踏み切ると明記し、条件付き独立の発動要件を定めた。この過程は、「自決」という理念が主権帰属の法理と接続され、単なる政治スローガンから具体的な発動要件を備えた規範的枠組みへと昇華されたことを示している。

さらに1990年10月、民進党は「第四回代表大会第二次会議」で「1007決議文」を採択し、「我が国（台湾）の事実上の主権は中国大陆および外モンゴルには及ばない」との立場を表明した。翌1991年の8月と10月には「人民制憲会議」を通じて「台湾共和国憲法草案」を提案し、第五回代表大会において「台独党綱」を正式に承認するに至る。この綱領には「国民主権原理に基づき、主権独立した台湾共和国を設立し、新憲法を制定することは台湾住民全体の市民投票によって決定されるべきである」と明記され、民進党の「台独」路線はここに確定された。

このように、「住民自決」の理念提起から主権独立の宣明、憲法草案の提出、そして党綱への明文化へと至る一連の展開は、1988年から1991年という短期間に集中的に進められた。これは、既存の中華民国国体を否定し新たな主権国家建設を目指す「法理独立」の立場が、党の公式な規範として確立されたことを意味する。この時期の民進党は、「中華民国」の国家枠組みに対して明確な否定的態度を示していたが、その実現手段については一貫して住民投票という民主的正統性に依拠する設計となっていた点に注目すべきである。

第二章 台独路線から本土化路線への転換と党内権力構造

2.1 台独路線の挫折と現実主義への転換

1970年代末以降、国際的孤立と島内の民主化要求に対応するため、国民党政権は本省人の登用拡大や中央民意代表機関（国民大会・立法院）の増額改選を進めた。1987年の戒厳令および党禁・報禁¹⁰の解除、1990年の国是会議を経て、1991年には動員戡乱時期臨時條款が撤廃され、翌1992年に立法院の全面改選が実施された。これら一連の改革により、民進党が体制内競争へと参入し、政権獲得を視野に入れる

9 民主進歩党「基本綱領」、1986年11月10日、民主進歩党公式ウェブサイト、閲覧日2025年11月25日。

10 党禁・報禁：国民党政権下での新党設立・新聞発行の厳格規制の総称。1987年の解嚴前後に段階的に撤廃され、1988年の報禁解除、1989年の政党法制定で実質的に終結。

ための制度的条件が整ったのである。

民進党は創設当初から「台湾独立」を掲げたが、この急進的な主張は政権獲得への制約要因となった。実際、1991年の第2回国民大会選挙では「台湾共和国の建国」を主要争点としたものの惨敗を喫し、理念主導型路線の限界が露呈した。

この路線の転換を象徴するのが、1992年の『公共政策白書』である。同書は外交・経済・兩岸関係などを横断する統治構想を提示し、「台湾独立」等の語彙を戦略的に回避することで、中間層への訴求と政権担当能力（Governing Capacity）をアピールした。さらに1994年の直轄市長（台北・高雄）直接選挙の導入は、地方レベルでの統治能力競争を顕在化させ、民進党に政策の具体化と中間層戦略の再考を迫った。こうして党は、「台独」の争点化よりも、分配やガバナンスへと対立軸を再配置する必要に迫られたのである。その結果、対外的には「現状維持」志向を強め、内政では分配・透明性を重視する基本路線が定着した。もっとも、1995年立法院選での獲得議席は54にとどまり、依然として有権者の約3分の1の支持に留まっていた。

その後、1995年の李登輝訪米を契機とする1996年の台湾海峡危機と、それを收拾した1998年のクリントン大統領訪中時の「三不政策」（台独不支持、「二つの中国」または「一中一台」¹¹ 不支持、国際機関加盟不支持）の明確化などは、民進党の台独言説にとって逆風となり、1998年の台北市長選挙で民進党の陳水扁は再選を果たせなかった¹²。

しかし、2000年には陳水扁は総統選に出馬し、国民党の分裂により、過半数未満の約39.3%で当選し、初の政権交代が成立した。政権発足後、陳政権は対中安定へ「四不一沒有」（独立宣言せず、国号変更せず、「二国論」を憲法化せず、独立国民投票せず、統一綱領・統一委員会の処理問題なし）を掲げ、台独色を薄めた現状維持を打ち出した。

しかし、陳政権は少数与党であり、立法院で野党からの掣肘を受け続け、実行力が疑問視された。こうした状況下で、再度台独色を帯びた台湾ナショナリズムが政治動員に用いられた。しかし、2001年9月11日以降の国際環境では米中協調が優先され、ブッシュ政権は2003年に「台湾独立に反対」と明言した。2002年の「一辺一国」¹³ 論、2004年の公民投票と総統選の同日実施などは、中・米から不信を招き、2005年に中国大陆は「反国家分裂法」を制定して圧力を強化した。

2004年総統選挙では、0.22ポイントという僅差で陳は再選されたが、2005年末

11 「一中一台」とは、中国大陆と台湾は別々の国であり、どちらかがどちらかに属するものではないという主張である。

12 牛軍『美国对台湾政策及美台关系的演变：一個歴史的考察』、香港中文大学中国研究服務中心、<https://www.aisixiang.com/data/8828.html>。

13 「一辺一国」：2002年に陳水扁が提起。兩岸はそれぞれ一つの主権国家だと位置づける主張で、李登輝の1999年「特殊国と国の関係」の延長線上にある。中国大陆は強く反発、米国も牽制。

の地方選挙では大敗を喫した。政権は支持層の引き留めを図り、再度台湾ナショナリズムを強調して「入聯公投¹⁴」や「烽火外交¹⁵」を推進したが、国交国は29カ国から23カ国へと減少し、米中の警戒を招いた。なお、2004年の防衛関連住民投票および2008年の「入聯公投」はいずれも投票率が法定要件に届かず不成立に終わった。こうした逆風が重なり、2008年に民進党は政権を失い、国民党が政権を奪還した。

このように、民進党の「台湾独立」路線は一定の理念的支持を保ちながらも、島内社会の統合、国際環境の制約、政権運営の現実という複合的圧力の下、最終的には、現状維持と漸進的改革を志向する現実路線への転換を余儀なくされたのである。

2.2 本土化転換と党内権力再編

民進党が「台独」という急進的な理念から、より現実的な本土化路線へと転換していく過程は、単なる理念の進化ではなく、党内の激しい派閥闘争がその路線を具体的に形作った歴史であった。党の路線をめぐる理念的な対立は、党勢が拡大するにつれて、やがて権力やポストの配分をめぐる現実的な争いへと姿を変えていく。とりわけ、前節で論じた国民党側の本土化は、民進党に対し、理念を軸とする動員戦略と、統治を視野に入れた実務路線との両立という課題を突きつけた。この新たな政治的環境が、党内派閥間の競合の力学と役割分担のあり方を根本から再編したのである。

1990年代の民進党では、図2に示すように、新潮流系、美麗島系、正義連線、福利国連線という四大派閥が鼎立し、それぞれの政策路線や政治的リーダーシップをめぐる激しい対立と離合集散が展開された。概括すれば、新潮流系は住民自決を制度内で政策化する「運動の政策翻訳」、美麗島系は党外運動期の道徳的正統性、正義連線は選挙・統治能力の強化、福利国連線は社会政策志向をそれぞれの強みとしていた。

新潮流系はその隙を突いて頭角を現した。知識人出身の中堅世代を核に、1989年の増額立法委員選で洪奇昌が台南市区から当選して国政に初進出し、1991年の国大代表全面改選では4議席を獲得して中央レベルでの足場を築いた。さらに、翌1992年の立法委員全面改選では6人が当選し、立法院内の存在感を一気に高めた。この一連の流れ、「街頭の訴え」を「院内の政策」に変換する能力を派閥評価の新基準へと転換し、本土化路線を後押しした。一方、1991年末の第2回国大代表選挙では、陳水扁が「選挙・議会路線を重視し、台湾独立よりまず執政を目指す」という理念

14 入聯公投：台湾が「台湾」名義で国連加盟を目指すべきかを問う住民投票。2008年に実施されたが、投票率が法定門檻に届かず不成立。対外関係の緊張を招きつつ、選挙動員の主要争点となった。

15 烽火外交：主に陳水扁政権後期に採られた、中国大陆と外交承認を積極的に争う対外政策。経済援助などを通じて国交国の獲得・維持を図ったため、熾烈な外交戦を招いた。

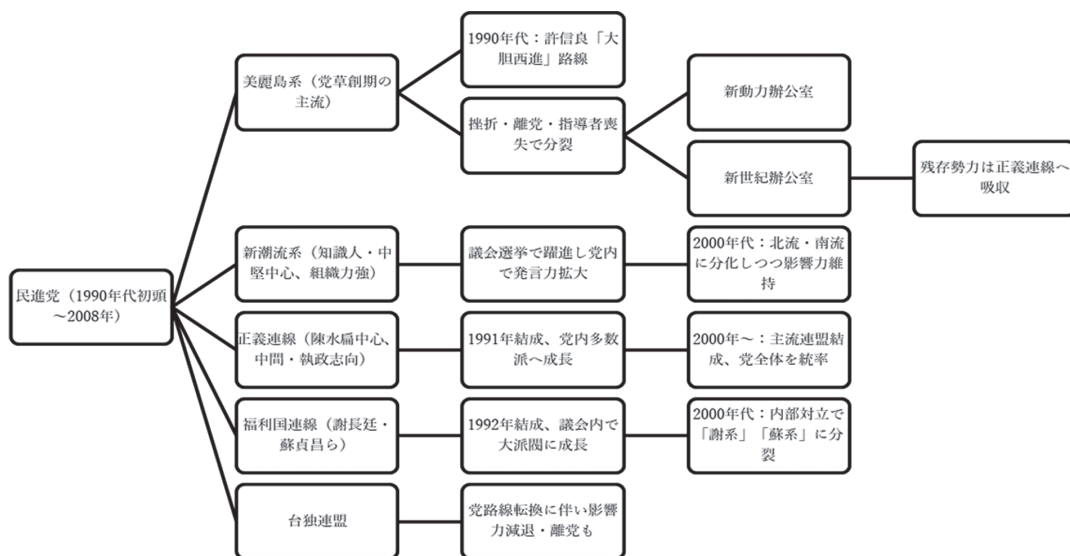


図2 本土化転換期における民進党派閥の分化と再編（1990年代～2008年）

を共有する同志とともに「正義連線」を結成して選挙に臨み、1992年1月10日には当選した立法委員や国大代表を束ねて正式に組織を発足させた。

さらに、陳水扁による党内中間派の糾合から間もなく、党内のもう一人の新星である謝長廷も、自勢力と政治的ネットワークの構築を開始した。1992年立法院選では、謝長廷や施明德らが「台湾福利国戦線」を結成して選挙に臨んだ結果、9名が当選した。その後、福利国連線は一時、立法院民進党団内で美麗島系に次ぎ、新潮流系を上回る大派閥へと成長した。1994年の台北市長選挙では、新潮流系と正義連線が連携し、陳水扁を当選させた。これは「正義連線」(扁系)の勢力拡大につながった。

美麗島系は、1995年の総統候補を選ぶ党内予備選挙で許信良が台独連盟出身の彭明敏に敗れ、指導力の脆弱さが露呈した。さらに1997年、許信良が新潮流系と連携して民進党主席選に出馬し、同じ美麗島系の張俊宏と激しく対立したことで、内部の亀裂は決定的となった。その後、中国大陆接近を掲げる「大胆西進」路線が党内の支持を得られず、許信良は1999年5月に離党して総統選への独自出馬を宣言した。加えて同年11月には象徴的存在だった黄信介が逝去するなど、主導的人物の離脱と喪失が相次いだ。こうした敗北と内紛が続いた結果、美麗島系は内紛により小派閥へと分裂・弱体化し、最終的にその多くが正義連線など他派閥へ吸収された。かつて党を支配した美麗島系、あるいはその流れを汲む泛美麗島系全体の影響力は、1990年代末には著しく衰退し、事実上消滅したと言える。この過程は、「道徳的正統性」から「統治・選挙の実績」へと党内権威の基準が移行したことを意味し、本土化路線の定着を加速させた。また、台独連盟も、民進党の路線転換に不満を抱いた一部メンバーが離党するなど、党内の勢力図に変化が生じた。

美麗島系の退場は、単なる一派閥の終焉ではなかった。それは、党外運動時代の理念や象徴的正統性を重んじる旧世代から、選挙勝利と政権獲得を最優先する現実主義的な新世代へと、党権力の中樞が完全に移行したことを意味した。この権力移行こそが、民進党が大胆かつ穏健な本土化路線へと舵を切る上で不可欠な党内基盤となったのである。

こうして民進党は、福利国連線、正義連線、新潮流系の三派が鼎立する状態となり、陳水扁の党内における影響力も一層強まった¹⁶。その後、陳水扁率いる正義連線は新潮流系との協力関係を維持し、その全面的な支持も取り付けて、2000年の総統選挙で勝利を収めた。

民進党が政権を獲得した後、陳水扁は「党政大権」（党と政府の両方を掌握する）を有する実力を背景に、事実上すべての派閥を束ねる実質的な党内の統率者となり、正義連線も扁の側近集団として機能するようになった。他の派閥も、それぞれの戦略をとり、生存・発展の空間を拡大しようとした。すなわち、ある派閥は権力分配を求めて扁に依存し、またある派閥は結束して自派の地位が周縁化されるのを防ごうとした。この段階で派閥競争の主舞台は、理念対立から政策配分・人事統制へと明確にシフトした。

陳水扁政権当初は、民進党は立法院において少数党であり、正義連線も党内では少数派であったため、多くの困難に直面し、他派閥の支援が不可欠であった。一方、新潮流系は組織力と基盤の強さを武器に着実に勢力を増し、多くのメンバーが要職に就くなど、党内でもっとも凝集力と戦闘力のある「党内党」と目されていた。

2000年5月には、正義連線、福利国連線、新動力辦公室、新世紀辦公室、および台独連盟が立法院内で陳水扁を支持する派閥連合体「主流連盟」を結成した。これは実質的に新潮流系の一強体制を抑止し、扁の権力地位や他派閥の生存空間を守ることを目的としていた。同時に、与党としての政策遂行を優先し「現状維持＋漸進改革」を共通基調とする調整が働いた点は看過できない¹⁷。

2001年末の立法院改選後、正義連線は急激に拡大し、一時は最も多くの議席を擁する派閥となった。陳水扁は与党と政府の全面的掌握のため、正義連線と新潮流系との関係強化を指示し、新潮流系出身の要人を積極的に登用することで「扁新合作」を実現した。

全体的に見ると、この時期の民進党の派閥構造は相対的に安定しており、表面的には利害の均衡が保たれていた。特徴的なのは、陳水扁の正義連線と新潮流系が、権力分配をめぐる互いに競い合いながらも共存していた点である。

16 徐永明・陳鴻章（2007）「黨内派系競爭與政黨選舉命運——以民進黨為例」『政治科學論叢』第31期、129-174頁。

17 林岡「民進党内的派系演化軌跡及其制度性原因」、『上海交通大學學報（哲學社會科學版）』第20卷第6期、2012年、419-428頁。

2004 年総統選挙では、陳水扁は支持率が伸び悩み、再選は危ぶまれていた。ところが、投票前日に発生した銃撃事件は、結果に決定的な影響を及ぼしたとされる。最終的な得票差はわずか 2 万 9518 票 (0.22 ポイント) にすぎず、全有効票の約 0.2% 強というこの極めて微細な差は、事件が喚起した現職への「同情票」や支持者の動員がなければ逆転し得なかったことを示唆している。陳水扁はこの僅差で辛くも再選を果たしたものの、選挙直後から野党陣営による大規模な抗議デモや訴訟が相次ぎ、社会は深刻に分断された。党内でも選挙戦略や危機管理をめぐる責任論が噴出し、派閥間の対立と相互不信はいっそう深まった¹⁸。

その後、2006 年から 2008 年にかけて民進党は最大級の危機に直面した。発端となったのは、陳水扁政権およびその家族をめぐる一連の汚職疑惑（「国務機要費事件」など）であった。総統夫人・呉淑珍を含む家族が特権や公金流用で捜査対象となり、民進党政権の道徳的正統性は大きく傷ついた。

2006 年 7 月に党内で「派閥解消決議」が採択されたが、これは党内で影響力を失いつつあった陳水扁が一部の劣勢派閥と組み、新潮流系の伸長を牽制するための対抗策に過ぎなかった。決議は形骸化し、派閥組織は形式上抑制されたものの、実際には強固な組織が緩やかなネットワークへ姿を変えただけで勢力図は存続した。とりわけ新潮流系は、弱体化したが依然として党内に大きな影響力を及ぼし続けた。さらに、かつての福利国連線も内部対立で分裂し、謝長廷を中心とする「謝系」と蘇貞昌を中心とする「蘇系」に再編成された。こうして派閥は形を変えながらも生き残り、民進党に根強く残る「派閥共治」の構造を解体するには至らなかった。「派閥解消」は理念スローガンにとどまり、実務面では資源ネットワークの再配置に過ぎなかった¹⁹。

スキャンダルをきっかけに、元党主席の施明德が中心となって 2006 年秋、「百万人倒扁（陳水扁打倒）運動」が勃発した。市民・野党支持者が大規模なデモを展開した。しかし陳水扁は辞任要求を拒否し、最終的に運動は収束したものの、党内の対立構造を一気に表面化させ、特に扁系と他派閥との亀裂を決定的なものとした。

2006 年末に 11 名の立法委員が陳水扁批判を公表した「十一寇」事件が発生し、主流派から排斥される事態となり、党内統合はさらに遠のいた。さらに、2007 年には総統候補指名をめぐる謝長廷と蘇貞昌が激突し分裂の危機を招いた。2008 年総統選挙の予備選挙では、正義連線の支持を受けた謝長廷が、新潮流系と結んだ蘇貞昌を破り、民進党の正式候補となったが、候補者決定後も両派閥間の不信感は解消されなかった。

こうした混乱の結果、2008 年 1 月の立法院選挙では民進党はわずか 27 議席に激

18 小笠原欣幸『台湾総統選挙』、2019 年、晃洋書房。

19 張瑞昌「掌握時代潮汐認識『新潮流系』」『中国時報』2001 年 1 月 29 日。

減し、同年3月の総統選でも謝長廷が国民党の馬英九に敗れ、8年間維持した政権を失った²⁰。

総括すると、1990年代から2008年に至る民進党の路線転換は、党内派閥の権力闘争と分かち難く連動していた。まず、選挙での勝利と政権獲得を優先する現実主義的な新興派閥が、理念を重んじる旧世代派閥との主導権争いに勝利したことが、党の路線を本土化へと大きく転換させ、政権獲得への道を拓いた。しかし、その一方で、政権獲得後も続いた派閥力学は、統治の求心力を徐々に蝕み、政権末期には内部の結束を崩壊させ、最終的に政権を失う直接的な要因ともなったのである。この一連の経験は、民進党が野党として再生し、後の派閥再編と政治的再統合を模索する上で、重要な教訓を残すことになった。

第三章 台湾アイデンティティの動揺と社会変容

3.1 馬英九政権期の台湾アイデンティティ・兩岸政策と民進党の再生

2008年に国民党が政権復帰すると、馬英九は「三不」と「九二共識」²¹を掲げ、対中交流を段階的に拡大した。海協会²²会長の訪台（2008年）を皮切りに直航便の定期化が進み、2010年には経済協力枠組協定（ECFA）が締結されて経済統合が制度化された。他方、象徴政策としては中正紀念堂の旧称復帰や歴史教科書の見直し（日本統治期表記や中国史との関連）を行い、中華民國の歴史的連続性を再確認した。もっとも、行政・教育の実務では本土化施策も併走させ、「制度の連続」と「台湾主体」の折り合いを図る「二重軌道」のアプローチが志向された²³。

しかし、この急速な兩岸接近は、台湾社会の内に潜在していた主権への不安を喚起し、経済交流の恩恵が一部に偏ることで分配の不均衡に対する不満を増大させた。それはまた、世代的不安と相まって、政策決定の透明性欠如への不信が高まり、より強力な民主的監督を求める動きへ収斂していった。

他方で、政府が主導する対中接近とは裏腹に、台湾社会の基層では静かな、しかし確実な意識変容が進行していた。国立政治大学選挙研究センターの調査によれば、馬英九政権期（2008～2016年）において「台湾人」単一アイデンティティは約6

20 井尻秀憲（2013）『激流に立つ台湾政治外交史：李登輝、陳水扁、馬英九の25年』、ミネルヴァ書房、127-129頁。

21 「九二共識」：1992年、台湾の海基会と中国大陆の海協会の実務会談で形成されたとされる「一つの中国」をめぐる了解。正式文書はなく非公式で、台湾の国民党側は「一中各表」（各自解釈）、中国大陆側は「一中＝中華人民共和国」と位置づける。民進党は存在・正当性を認めないため、政治的に争点化している。

22 中国海峡兩岸關係協会（海協会／ARATS）：中国大陆側の対台湾実務窓口となる準政府機関。兩岸の経済・人的交流、協定の交渉・締結や実務連絡・紛争処理を担当し、台湾側の海峡交流基金会（海基会／SEF）と対をなす。

23 松田康博・清水麗（2018）『現代台湾の政治経済と中台関係』、晃洋書房、12-15頁。

割へと伸長し、「台湾人かつ中国人」という二重意識（約3割）と併存する構造が定着した²⁴。この変化は、従来の省籍対立（本省人対外省人）が相対化され、世代交代と生活経験に基づくボトムアップ型のアイデンティティ形成へと移行した結果であり、中国大陆とは異なる独自の主体性が社会的に確立されたことを意味する。

もっとも、この「台湾人」意識の高まりは、直ちに急進的な独立要求へと直結したわけではない。大陸委員会（陸委会）の世論調査では、同期間における「現状維持」の支持率は一貫して80%を超えており、急進的な統一や独立を望む層はいずれも極めて少数にとどまった²⁵。すなわち、アイデンティティの次元では「台湾人」としての自己認識を強めつつ、政策選択では急激な変化を避ける「現状維持」を志向するという、一見矛盾しつつも理性的なコンセンサスが形成されていたのである。この「意識の台湾化」と「選択の現状維持」という二重構造こそが、後の民進党の路線転換を支える社会的な土台となった。

こうした社会意識の深層構造と政府方針との乖離は、やがて具体的な摩擦となって表面化した。兩岸往来の常態化に伴う警備強化は、表現の自由や集会の権利をめぐる論争を誘発し、2008年の陳雲林訪台時にはデモ規制を契機に「野草莓学生運動」が発生、集会遊行法の改正が争点化した。それ以降も、民進党が主導する大規模な街頭抗議活動が数度に渡り発生し、重要政策が立法院審議を素通りする「ブラックボックス」問題が、多様な社会運動を横断的に結びつける共通の争点として定着していった²⁶。

こうした状況下、2008年5月に派閥横断的な推挙で蔡英文が党主席に就任し、非派閥型・調整型リーダーシップで党の信頼回復に着手した。民進党は「民主的監督・主権の安全・生活リスクの管理」を統合する対抗軸を掲げ、地方組織と学生・青年層をつなぐ動員体制の再設計を進めた。具体的には、米国産牛肉の食品安全、労働・環境、メディア集中是正といった個別争点で、議会での追及と議会外の市民運動を連動させ、政権への圧力を強める闘争スタイルを再構築した。

同時に、党内力学の重心は、与党期の「資源配分をめぐる競争」から、野党期における「党務と候補者指名をめぐる主導権争い」へと移行した。象徴的な変化は扁系の衰退である。2008年時点では中執委²⁷7議席、中常委²⁸2議席を確保していた

24 國立政治大學選舉研究中心「臺灣民眾臺灣人／中國人認同趨勢分佈（1992年6月－2024年12月）」資料庫、<https://esc.nccu.edu.tw/PageDoc/Detail?fid=7804&id=6960>。

25 大陸委員會「民眾對當前兩岸關係之看法」歷年民意調查、<https://www.mac.gov.tw/News.aspx?n=34D9690F2F8BCE53&sms=B5449820D7077391>。

26 邱士杰「台湾中等学校歴史教育論争に関する考察——日清戦争120周年にあたって」、『コリア研究』第6号、立命館大学コリア研究センター、2016年3月、69-88頁。

27 中執委（中央執行委員）：民進党の主要執行機関。党務全般と政策の基本方針を決定する。

28 中常委（中央常務試行委員）：中執委から選出される執行中枢。少数で日常運営と緊急時の意思決定を担う。

が、政権時代の倫理問題と党刷新の潮流の中で急速に求心力を失い、2012年には主要メンバーの流出により事実上解体されるに至った。

その一方で、蘇貞昌率いる蘇系は2010年に中執委6議席を獲得し勢力を回復、最大派閥の新潮流系は内部に菊系²⁹や頼系³⁰といった亜流派を台頭させつつ影響力を維持した。これにより、党内では「新蘇連」（新潮流系と蘇系の連合）と反新潮流連合という新たな対抗軸が生まれた。

2010年の直轄市長選では、民進党は台南・高雄での勝利を確保し、台北では苦戦したものの、議題設定力の回復と社会的正統性の再構築が実現した。蔡英文は「世論調査重視・派閥均衡人事」を原則化し、急進スローガンを抑制して、監督・透明性・分配是正・生活安全網といった言葉で中間層に訴えかける路線へと転換した。

総括すれば、馬政権前半が進めた「安定化と交流拡大」は、主権への不安、分配の不均衡、そして世代間の将来不安といった形で社会的な反作用を呼び起こした。この外部環境の変化が、民進党に対し、社会運動との連携を再構築し、より穏健な路線へと党内を統合させ、新たな組織動員を模索するという戦略的転換を迫ったのである。これが、2012年以降の大型社会動員と路線の穏健化へと継がる基盤となり、民進党の野党期再生の決定的条件を形成した³¹。

3.2 馬政権二期下における民進党の派閥再編と路線の穏健化

2012年総統選挙での敗北を経て、民進党は組織の再構築と路線の調整を余儀なくされた。党内では依然として蔡英文系と蘇貞昌系を軸とする権力闘争が続いていた。

しかし、再選を果たした馬英九政権もまた、深刻な統治危機に直面していた。TVBSの民意調査によれば、馬英九の支持率は2012年初頭の約37%から2013年末には13%にまで急落しており³²、兩岸経済関係の深化が進む一方で、経済問題や政策不信、とりわけ対中政策への批判が増大していたのである。

この政権に対する社会的不満が、膠着した民進党の党内力学を根底から覆すこととなる。その決定的な契機が、外部の社会エネルギーの爆発、2014年3月の「ひまわり学生運動」であった。すでに馬政権一期で醸成されたブラックボックス批判が、兩岸服務貿易協定（CSSTA）審議をめぐる立法院占拠という非常手段に結実し、民

29 菊系は元高雄市長・陳菊を中心に2006年以降、南部（高雄・屏東など）の地方組織を基盤に形成された。新潮流系の支流として扱われることが多く、首長・議員ネットワークを強みとする。

30 頼系は台南市長・頼清徳を中心とする地方派閥。台南を地盤とし、新潮流系から分岐・自立したグループ。

31 唐永紅「台湾社会的脈動と国民党的出路」『中国評論』月刊、2020年5月号。

32 TVBS民意調査中心「馬總統連任半年滿意度民調」調査報告、https://cc.tvbs.com.tw/portal/file/poll_center/2017/20170602/9d4cmcc50o.pdf。

意の主舞台が院外へ移動した点が決定的であった³³。

蔡英文は 2012 年選挙後、一旦党主席を退き、党の主導権は再び蘇貞昌の手に渡った。蘇貞昌が党主席に返り咲いた 2012 年以降、民進党内では再び伝統的な派閥共治モデルが強化された。蘇は、陳水扁政権期以来の有力派閥である新潮流系をはじめ、謝系や游系³⁴など党内中小派閥と積極的に連携を模索し、広範な協力体制を築くことで党内の安定を図った。この段階の蘇主導は、党務（中執委・中常委）と候補指名の裁量をテコにした「組織の再結束」を優先し、院内対抗力の回復を狙う性格が強かった。この期間、蘇貞昌は自身が主導権を握ることを目的として、各派閥の代表人物を中執委や中常委、地方選挙候補者など重要ポストに配置し、派閥間のバランスと相互牽制を通じて自身の求心力を強めようとしたのである³⁵。

一方、2012 年総統選挙に惜敗した蔡英文は、党務の第一線を退いた後も独自の勢力基盤を温存すべく水面下で活動が続けた。8 月に公共政策プラットフォーム『想想論壇』を先行公開し、「台湾の未来を考える 3 本のマッチ（思考・行動・社会）」を提示するとともに、同月 6 日には選挙助成金を原資としてシンクタンク『小英教育基金会（Thinking Taiwan Foundation）』を正式に設立した。さらに同月 14～15 日には「台湾経済発展モデル」を主題とする非公開ワークショップを主宰し、蘇嘉全・林全・姚立明ら党内外の専門家を理事に迎えた。続いて、蔡は「聽你說（あなたの声を聴く）」基層巡回と銘打って台湾各地を行脚し産業振興現場などを視察した。これにより、既存派閥に依存しない政策ネットワークと地域接合点が形成され、蔡周辺は「英系」として結集した。

当時の民進党内では表面的に蘇貞昌を中心とする派閥連合の安定が演出されていたが、その背後では蔡英文が新たな基盤を構築しつつあった。若手や穏健派、中間層の支持を取り込み、党刷新を志向する「蔡英文軸の非派閥型運営」が、従来の「蘇系中心の派閥政治」と並立し、次期リーダーシップをめぐる競合関係を形成したのである。英系は理念の一体性よりも「指導者への近接性」と政策プラットフォームへのアクセスを接着剤とし、新潮流のような規律型派閥とは異なる結合様式を示した。

その過程で、2014 年 3 月には CSSTA に反対する「ひまわり学生運動」が勃発した。運動を主導した林飛帆・陳為廷は、過去に蔡英文陣営の青年ボランティアに関与していたと報じられ、民進党と学生運動の人的なつながりが注目された³⁶。蔡英文は立

33 呉介民（2015）、「『太陽花運動』への道—台湾市民社会の中国要因に対する抵抗」、日本台湾学会報第 17 号、https://jats.gr.jp/cp-bin/wordpress5/wp-content/uploads/journal/gakkaiho017_02.pdf。

34 游系は元行政院長・游錫堃を中心とする小派閥。新北など北部を主な地盤とする。

35 小笠原欣幸「選挙のプロセスと勝敗を決めた要因」小笠原欣幸・佐藤幸人編『馬英九再選：2012 年台湾総統選挙の結果とその影響』、2012 年、アジア経済研究所、27-44 頁。

36 2012 年総統選で林飛帆・陳為廷が蔡英文陣営（宜蘭本部の「青年軍」・青年後援会）に関与

法院前で学生を激励し、座り込みに参加するとともに、自身が設立したシンクタンク『想想論壇』を通じて学生リーダーの発信を支援した。こうした一連の行動を通じて青年層・市民社会と連携する姿勢を明確に示したことで、蔡は、運動が創出した巨大な社会的正統性を、自らの政治的求心力へと転換することに成功した。

この段階で民進党は、議会内での追及と議会外での市民運動を連携させることで政権への圧力を強めるという闘争スタイルを再構築し、対中経済関係の民主的監督と手続きの透明化を、次期政権奪還に向けた中心議題へと押し上げたのである。

この地殻変動を前に、最大派閥である新潮流系は党の主導権確保を目的に蔡との連携を決断し、他の中小派閥もその影響力に引き寄せられて歩調を合わせた。図3に示すように、蔡英文の周囲には選挙スタッフや若手議員、基金会出身者などの人材が組織化され、従来の派閥とは異なる「英系」として独自勢力化した。

「ひまわり学生運動」という巨大な社会変動は、民進党内部の権力構造を劇的に再編した。かつて党を主導した蘇系や旧扁系（正義連線）が後退する一方で（同図参照）、新潮流系との協力による蔡英文を中心とする新たな「英新連盟」の時代が到来し、2016年総統選挙に向けた布石が整ったのである。この「英新協調」は、英系の議題設定力と新潮流の組織動員力を分担する「機能配分型」の同盟として機能し、政権奪還の強力なエンジンとなった。蔡が派閥均衡・世論調査重視の姿勢を明確にし、

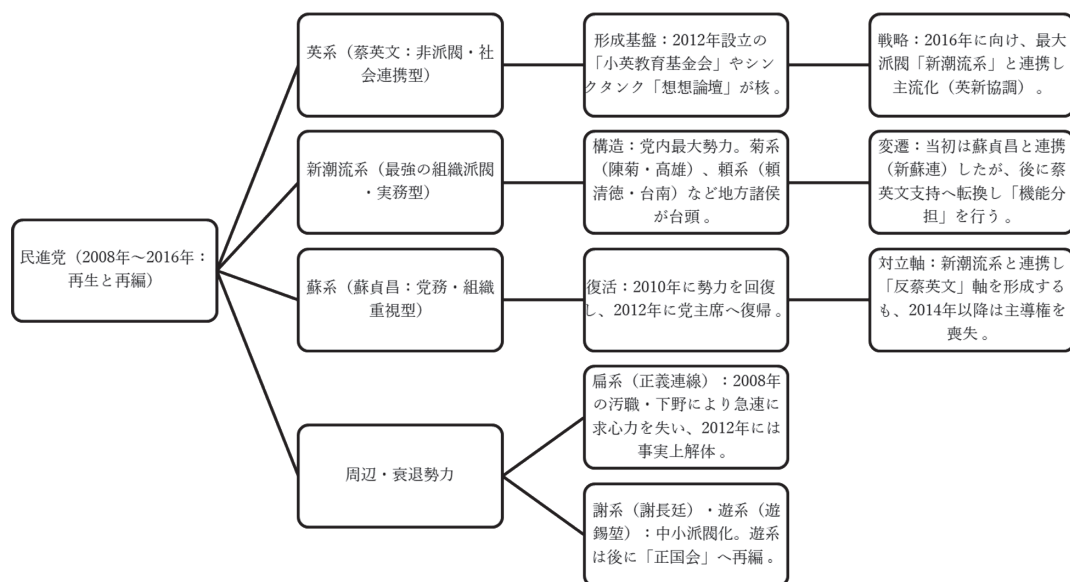


図3 民進党の野党再編期における派閥構造の変遷（2008年～2016年）

していたとの指摘がある一方、蔡本人は面識は限定的で学運への関与も否定している。学運後、林は民進党系シンクタンク「新境界文教基金会」の董事に就任し、党内外ネットワークとの結びつきが強まったことは確認できる。

党内団結と党外社会運動との調整役を担う「非派閥型」の調整型リーダーとしての役割を確立した。

この結果、蘇系は党内での主導権を失い、新潮流系をはじめとする主要派閥は蔡英文を中心とした新たな結束を見せることとなった。蔡英文はこれまでの反中一边倒の路線を微修正し、「安定的な兩岸関係の管理」と「台湾主体性の維持」を両立させる穏健な路線を明確化した。ここで提示された言説こそが、後の「中華民國台湾」へと結実する新中間路線の原型であった³⁷。

院外社会運動との連携は、この時期の民進党にとって依然重要な基盤であった。特に2014年以降、ひまわり学生運動を契機とした青年層の政治参加の高まりを背景に、民進党は社会運動の成果を吸収する形で政策方針を調整した。経済民主化、公平な分配、脱原発、環境保護など社会運動が求めたテーマを積極的に政策綱領に盛り込むとともに、若年層を中心とした社会的支持を拡大するための施策を展開した。同時に、候補者リクルートで運動出身者・若手を積極登用し、地方選・議会選の動員回路を更新した。このような党内外の調整努力が功を奏し、2014年の九合一地方選挙で民進党は圧勝を収め、台湾全土で主要な地方自治体を制する結果となった。

党内の派閥構造もこの選挙を機に新たな再編を迎えた。特に新潮流系は台南市長の賴清徳や高雄市長の陳菊など有力地方首長を擁し、地方レベルでの政策実績を積み重ねて党内での影響力を増大させた。その一方で、謝系や游系などの中小派閥は徐々にその存在感を薄め、新潮流系を中心とした「蔡英文型」派閥バランスの時代へと移行した。英系は中央（党務・国会）をハブに、新潮流は地方と行政の実務を担う二層構造が定着し、派閥共治は「英新分担」へと変容した。また、青年層や新しい社会運動出身者を積極的に党の公認候補として取り込み党内世代交代を進め、新たな党内支持基盤の構築にも努めた。

2015年から2016年にかけての総統選挙に向けて、蔡英文はより一層穏健で実務的な路線を強調し、「現状維持」と「台湾主体性」のバランスを巧みに取ることで中間層の取り込みを図った。2015年に発表された新たな選挙政綱では、経済発展と公平な分配を統合した社会政策、兩岸関係の安定的管理と民主的プロセスの堅持、持続可能な環境政策や脱原発路線が提示され、これにより民進党の政策方針は社会的に広く支持を獲得した³⁸。

さらに蔡は公開討論で、従来の省籍対立を超えるマイノリティ包摂の姿勢を前面に打ち出し、これを就任後の原住民への謝罪や新住民政策へと連結させると表明した。アイデンティティ政治の争点を多元化させるこのアプローチは、「現状維持」を

37 松本充豊「民主進歩党と蔡英文の挑戦」小笠原欣幸・佐藤幸人編『馬英九再選——台湾総統選挙2012』、アジア時報社、2012年、77-90頁。

38 鄭振清「2008年以來民進黨軸心論述的轉變」『北京清華大學公共管理學院』、<http://www.kpwan.com/news/viewNewsPost.do?id=949>。

望む穏健層にも訴求するものであり、2016年の圧勝に直結する重要な要因となった。

馬英九政権二期における民進党は、派閥競合と社会運動との連携を通じて路線を成熟させ、より現実的で穏健な新中間路線へと転換を果たしたのである。同時に、英新の機能分担と世代交代が進み、党の組織的安定と社会的影響力も拡大した³⁹。

第四章 台湾アイデンティティ再構築と「中華民国」認識の再定義

4.1 蔡英文政権における「中華民国台湾」概念の提起と制度化

2016年5月、蔡英文が総統に就任し、民進党は8年ぶりに政権を奪還した。この政権交代は単なる権力移行ではなく、これまで検証してきた台湾社会の主体意識の高まりと、それに伴う政治的・社会的矛盾を、民進党が現行の憲政秩序の内側で機能する統治言説の上位設計としていかに再定義するかという、歴史的意義を帯びた出来事であった。

蔡英文は就任演説で「現状維持」を基本方針とした。しかし、ここで蔡が再定義した「現状維持」は、単なる外部環境の受動的な受容ではない。それは、中華民国の憲政秩序を前提に、台湾の実効支配と民主的統治を安定的に継続しつつ、対外的には台湾の国際参与の拡大を図るという、台湾自らがその内実を能動的に構築する「積極的現状維持」の戦略である。兩岸関係では現状維持と危機管理（抑止・対話・リスク分散）に努め、対外関係では台湾主体の顕在化を並行して追求した点に特徴があった。

この基本線に立ち、党の歴史的ジレンマと社会の要請に応える形で提示された戦略的回答こそが「中華民国台湾」であった。その核心には、本稿で検討してきた「法理独立」の理念と「政権運営」の現実との矛盾を止揚し、「台湾人」という社会の主流意識を汲み取り、かつて党内を分裂させた急進独立派と穏健現実派の双方を包摂するという戦略的意図が込められている。すなわちこれは、国号を改めることなく中華民国の憲政秩序を台湾の実態に即して運用するための言説上の枠組みなのである。

この概念を制度面で裏付けるべく、政権は本土化と社会改革を一体的に推進した。具体的には、年金改革による社会的公正の追求に加え、2018年には移行期正義（転型正義）委員会を設置し、権威主義時代の歴史清算を制度化した。さらに、アジア初の同性婚合法化や原住民族政策を通じて多様性と人権重視の姿勢を鮮明にし、これらを「台湾独自の民主的価値」として新たな国民統合の基盤に組み込んだのである。

象徴運用の面では、国慶節の式典などで中華民国の法統を維持しつつ、対外的には「Taiwan」を前面に出す二重の広報戦略が定着した。この「内には中華民国、外

39 大澤傑・五十嵐隆幸「台湾における乖離するアイデンティティと政党政治——変わる有権者と変わらない政党」『日本比較政治学会年報』第21号、2019年、197-219頁。

には台湾」という使い分けは、憲政の連続性と台湾の主体性を両立させる実用的な統治技術として機能した。

また、言語政策や教育の領域でも、制度的な基盤整備が進められた。国家語言發展法（2018 年）の制定や、台湾史を独立科目化した新學習指導要領（108 課綱）の導入などを通じて、台湾中心の史観と多文化主義が採用された。これらは、中華民國の枠組みの中で、台湾の主体性を教育や言語の側面から制度的に裏付けるものであった。

このように、言語、歴史、そして対外的な呼称に至るまで、一連の政策は「中華民國台湾」という言説が単なる政治的スローガンにとどまらず、人々の日常生活やアイデンティティ形成に根差した実体となるための、文化的なインフラとして機能したのである。

以上の展開は、かつての独立か統一かという二元論的対立を乗り越え、憲政の連続性を保ちながら台湾主体の認知度を高める第三の選択肢を提示した点に画期的な意義を持つ。それは、民進党が長年の内外の圧力と内部の葛藤の末にたどり着いた、アイデンティティの正統性、統治の実効性、そして危機回避の合理性を同時に満たすための、洗練された統治技術であった。

2019 年から 2020 年にかけて、香港の「反送中」運動⁴⁰や習近平による「一国二制度」⁴¹の台湾への適用言及は、台湾社会に強い警戒感と、民主的価値を守ろうとする機運を急速に高めた。蔡英文はこの社会状況を的確に捉え、選挙戦では香港情勢を最大の争点とし、大陸からの圧力に対抗する姿勢を鮮明にすることで、若年層や無党派層の支持を再び結集させることに成功した。

その結果、2020 年 1 月の総統選挙では、蔡英文が台湾史上最多の 817 万票を獲得して圧勝した。これは、第一期に推進された本土化政策と「中華民國台湾」概念が社会に広く受容された結果であり、第二期政権ではこれらの政策がさらに深化し、制度的定着が進められていく⁴²。

第二期においては、「中華民國台湾」という枠組みが、国家人權委員会の発足（2020 年 8 月）による移行期正義の深化、国家語言發展法に基づく母語教育の拡充、そして 2023 年 5 月の同性配偶者による共同養子縁組の全面的承認など、具体的な法制度へと展開された。これらのリベラルな政策選択は、台湾が「西側」の価値共同体

40 2019 年に香港で起きた大規模抗議（いわゆる反送中運動）の総称。政府が提出した逃亡犯条例などの改正で、中国本土・台湾・マカオへの容疑者移送を可能にする案に対し、司法の独立や人権への懸念から、法曹・市民団体らが反対し、6 月以降デモが断続的に続いた。

41 一国二制度：一つの中国（中華人民共和国）の枠組みの下、香港・マカオ・台湾に対し、社会主義とは異なる資本主義制度を長期間維持することを認める政策。

42 小笠原欣幸「総統選挙と立法委員選挙——投票結果の分析」佐藤幸人・小笠原欣幸・松田康博・川上桃子著『蔡英文再選—2020 年台湾総統選挙と第 2 期蔡政権の課題』アジア経済研究所、2020 年 4 月、11-46 頁。

に属することを示す国内的な裏付けとなると同時に、蔡政権が推進する「価値外交」の基盤を形成した。価値外交とは、民主主義、自由、人権といった普遍的価値を共有する米国、日本、欧州諸国などとの関係を強化し、権威主義体制である中国大陆との差異を明確にすることで、台湾の国際的地位を向上させる戦略である。コロナ禍における「マスク外交」に代表される国際貢献も、この価値外交の一環と位置づけられる⁴³。

もっとも、この枠組みは多方面からの異なる評価にさらされた。党内の急進独立派からは「台独理念の希薄化」との批判が、最大野党の国民党からは「隠れ台独」であるとの批判がなされ、中国大陆はこれを「漸進的な台湾独立」への一步とみなし、強い反対姿勢を維持した。このように、内（独派）・外（国民党）・対岸（中国大陆）から三方向の批判にさらされる中で、蔡英文政権は「台湾主体性」の強調と現実的路線の両立を掲げ、現状維持を望む多数派世論を梃子とすることで、これらの相克する言説を管理し、社会的なコンセンサスの形成に努めたのである。

4.2 統治の限界と党内権力再編：頼清徳の台頭

蔡英文政権の「中華民国台湾」という統治モデルは、アイデンティティの次元では成功を収めたものの、「生活政治」の領域では深刻な限界を露呈した。そもそも2016年の政権獲得は、蔡英文自身の英系と党内最大派閥である新潮流系の協力関係、すなわち「英新協調」を基盤としていた。この権力構造は、頼清徳（新潮流系）の行政院長就任（2017年）や陳菊（新潮流系）の総統府秘書長就任（2018年）といった人事にも反映され、第一期政権の中核をなしていた。

しかし、第一期政権が短期集中的に推進した年金改革や労働基準法改正、エネルギー転換政策は、その恩恵が実現するまでに時間を要する一方、社会の様々な層に痛みを強いることとなった。物価上昇や電力供給の不安、大気汚染といった生活実感の悪化が広がり、与党への信頼は大きく損なわれた。

加えて、対岸からの要因も政権にとって逆風となった。中国大陆は蔡政権に対して軍事・外交的圧力を強める一方で、台湾住民への優遇策（「31項目措置」等）を提示する硬軟織り交ぜたアプローチを展開した。こうした懐柔と圧力の併用戦略は、台湾社会の世論動向にも一定の変化をもたらした。陸委会の民意調査によれば、2016年から2018年にかけて「できるだけ早く統一」は1.9%から4.5%へ、「現状維持後、統一」は6.5%から16.0%へと増加し、統一志向が拡大した。対照的に、「できるだけ早く独立」は7.0%から4.1%へ、「現状維持後、独立」は19.8%から13.6%へと減少し、独立志向は縮小傾向を示した⁴⁴。すなわち、この時期には一時的ではあれ、

43 清水麗・池上寛「2023年の台湾——三つどもえの総統選挙と活発な実務外交」『アジア動向年報2024』、147-176頁。

44 大陸委員会「民衆對當前兩岸關係之看法」歴年民意調査、<https://www.mac.gov.tw/News>。

統一志向の伸長と独立志向の減退という、世論の明確な揺り戻しが観察されたのである。

内政における改革の痛みと、こうした世論環境の変化が複合的に作用した帰結が、2018年の九合一選挙における歴史的敗北であった。台中・高雄といった民進党の長年の牙城を失ったことで、蔡英文は党主席を辞任し、政権が掲げた「統治＝選挙」モデルの限界が露呈するに至った⁴⁵。

この敗北は、「英新協調」の均衡を崩し、党内力学を三つの方向に変位させた。第一に、中央のガバナンス責任を問われた英系の求心力が低下し、資源配分のハブ機能が弛緩した。第二に、行政を掌握していた新潮流系は改革の反作用の矢面に立ち、地方組織との摩擦が増幅した。第三に、地方の各勢力は中央との距離を置き始め、党の中央と地方の連携が緩んだ。

この権力の空隙が、頼清徳の台頭を促した。頼は行政院長辞任後も高い個人支持を保ち、「清廉・効率・在地」を旗印に、党内の権力バランスに介入する交渉力を獲得した。2019年の総統候補予備選挙では蔡英文に挑戦し、英系と新潮流系の協力と緊張の関係性を顕在化させた。この挑戦を経て、党内の主導権は「英系の再統合」と「頼系の拡張」という二重軸で再編され、「中華民國台湾」という言説も、英系の資産から党全体の共通言語へと拡張されていった。

同時に、党務と行政のリバランスも進んだ。2019年には卓榮泰（謝系）が党主席、蘇貞昌（蘇系）が行政院長に就任し、派閥間の権力バランスが再制度化された。周辺では、独派・扁系が「喜樂島連盟」を結成し、游系は「正国会」へと再編されるなど、各派閥が次代を見据えた動きを見せた。

2020年総統選挙では、香港情勢を追い風に「蔡頼配」として党の再統合が成立し、民進党は総統選勝利と立法院過半数を同時に達成した⁴⁶。再選後、蔡英文は党主席に復帰し、英系は「統治＝選挙」モデルを再起動させる。2021年の「四大公投」（四つの国民投票）で与党案がすべて承認されたことは、このモデルが短期的に統治の正当性と動員力を補強する上で有効であることを示した。

しかし、コロナ禍後の物価高騰、住宅問題、そして候補者の倫理問題といった「生活政治」の課題が再燃すると、英系の分散的な構造は脆弱性へと転化する。その結果が、2022年の九合一選挙での再びの歴史的な大敗であった。この敗北は、蔡英文個人の求心力に依存する統治モデルの限界を決定的にし、党内の期待の重心は、より

aspx?n=34D9690F2F8BCE53&sms=B5449820D7077391。

45 佐藤幸人「第2期蔡英文政権の課題——経済、社会的側面から」佐藤幸人・小笠原欣幸・松田康博・川上桃子著『蔡英文再選—2020年台湾総統選挙と第2期蔡政権の課題』アジア経済研究所、2020年4月、101-120頁。

46 渡辺剛（2020）「2020年台湾総統選挙における蔡英文再選の要因—台湾ナショナリズム、習近平、アメリカ」、日本防衛学会、「防衛学研究」、2020年3月号、77-97頁。

生活課題への応答力を強みとする頼清徳へと収斂していった。

蔡英文が党主席を辞任した後、2023 年 1 月に頼は無投票で党主席に就任し、党の意思決定中枢を掌握した。英系の同盟者である陳建仁を行政院長に据える布陣は、蔡政権期に確立された中央集権的な資源配分と象徴運用の実務を、頼が掲げる「清廉・効率・在地」という新たな価値軸へと橋渡しする、暫定的な統治体制として機能した。

この時期（2016 年～ 2024 年）の党内権力構造と派閥力学を整理し、図示したものが図 4 である。

第一に、核心体制としての「英新協調」である。英系は「指導者への近接性」と「資源配分」を担い、新潮流系は「厳格な規律」と「組織動員力」を提供することで、政権の車の両輪として機能した。第二に、政権の安定装置としての蘇系である。蘇貞昌が行政院長として実務を掌握することで、ガバナンスの安定が図られた。第三に、党内競争勢力としての正国会（旧遊系）などが存在し、主流派への牽制機能を果たした。

2019 年から 2023 年にかけては、この多層的なバランス構造が機能しつつ、最終

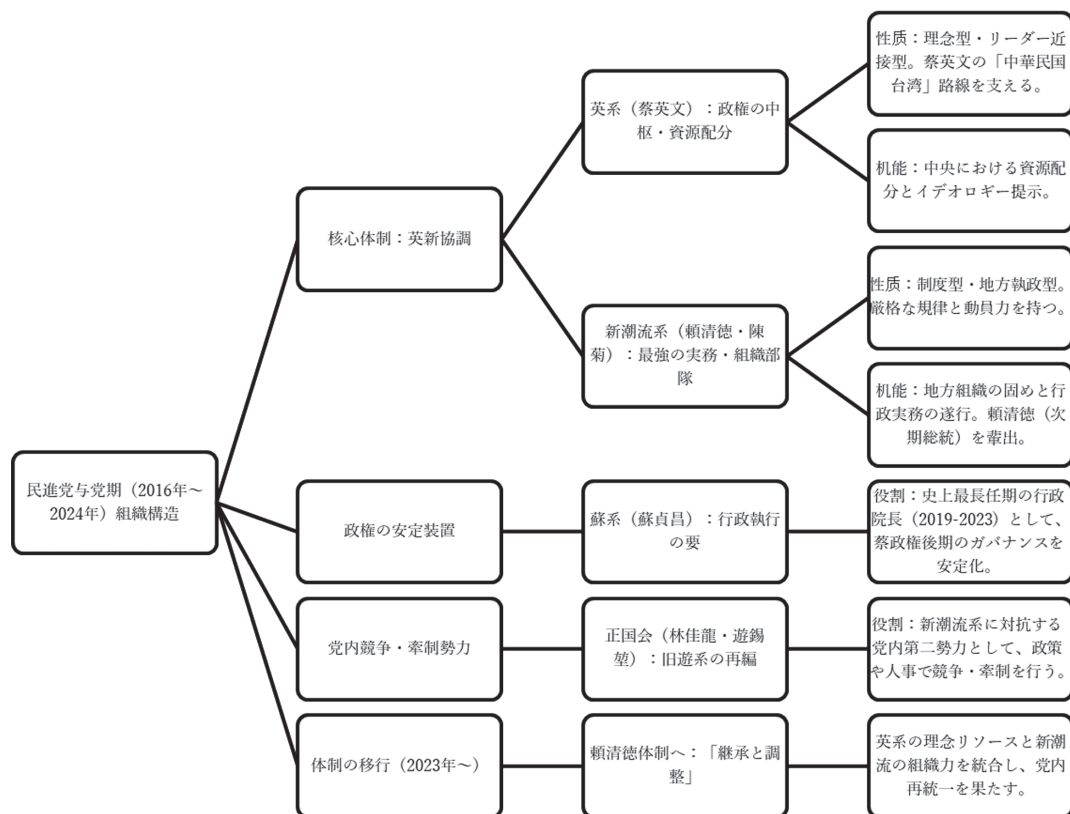


図 4 民進党与党期における派閥共治の構造（2016 年～ 2024 年）

的には図の最下部に示す通り、英系の理念リソースと新潮流系の組織力が「頼清徳体制」へと統合・継承されるプロセスであったと総括できる。

総じて、2018 年と 2022 年の二度の敗北は、蔡英文を支える英系の求心力低下と、頼清徳を結節点とする党内再統合を不可避にした。英系は「中華民国台湾」という言説と制度的資産を党に残し、頼系はそれに生活政治への応答力という新たな要素を接合することで、民進党は、アイデンティティの連続性を維持しつつ、より現実主義的な統治へと重心を移行させるための組織的基盤を整えたのである。

4.3 頼清徳政権への移行：「継承と調整」

2022 年の九合一選挙での敗北後、党主席に就任した頼清徳は、党再建と政策見直しを主導した。その重点は、敗因となった地方経済の停滞や若年層の支持離れに対応するための資源再配分に置かれ、同時に候補者指名の透明化や倫理規範の明確化など、「統治＝選挙」モデルの再設計が図られた⁴⁷。

兩岸政策においては、防衛力強化による抑止と実務交流の維持という二面性が継続された。2023 年には「小三通」⁴⁸の段階的再開や直行便の復旧を通じて人的往来の正常化を図る一方、台米 21 世紀貿易イニシアティブの第 1 段階合意（同年 6 月）をはじめ、米日欧との実務協力を積み上げることで、外部環境の安定化とサプライチェーン再編への適応を進めた。内政では、社会住宅の供給拡大や育児支援の上積みといった「生活重視」の政策パッケージへと重点を再配分した⁴⁹。

もっとも、外部環境は厳しさを増した。中国人民解放軍による台湾海峡中間線⁵⁰越えの常態化や大規模演習に加え、ECFA の一部関税優遇停止など、軍事・経済両面での圧力が高まった。こうした条件下で、民進党は頼清徳を 2024 年総統候補に正式指名し、選挙戦略は「継承と調整」を軸に設計された⁵¹。

「継承」の柱は、「中華民国台湾」という呼称の運用、価値外交、サプライチェーンの安全確保といった蔡英文路線の骨格である。これは、頼清徳が自身の政治的基盤である「台独」理念を、蔡政権が確立した「中華民国台湾」という国民統合の枠組みへと実務的に接合し、路線の一貫性を担保しようとする試みでもあった。一方、

47 嚴安林「“九合一” 選挙後台湾政局発展走向」『台湾研究集刊』2023 年 1 号 (No.185)、32-43 頁。

48 小三通は金門・馬祖と福建を結ぶ限定的な郵便・交通・通商ルート。2001 年開始。主にフェリーと小口貿易。

49 陳先才・蔡晶「“九合一” 選後民進党派系政治最新発展」『台湾研究集刊』2023 年 1 号 (No.185)、73-86 頁。

50 台湾海峡の中間線：海峡中央に想定される非公式の自制ライン。国際法上の国境ではなく、長年の慣例による運用上の目安。

51 高橋邦夫（2023 年 1 月 31 日）「総統選挙から見る今年の台湾を巡る動き」『国際戦略研究所中国情勢月報』No. 2022-02。日本総研国際戦略研究所、1-7 頁。

「調整」の方向は、生活領域への政策的再重点化、兩岸実務往来の管理、党務の透明性強化に置かれた。言説面でも、民主・人権といった価値語彙を維持しつつ、物価や住宅など日常の言葉を前面化することで、アイデンティティ政治と生活政治の重ね合わせが図られた⁵²。

野党側では国民党と民衆党の候補者一本化が不調に終わった結果、選挙は三つ巴の構図となった。2024年1月の投開票で、頼清徳は当選し、民進党は史上初の三期連続政権を達成した。しかし、同時に行われた立法院選挙では単独過半数を失い、国会は国民党52、民進党51、民衆党8、無所属2という勢力分布になった。これにより、政権運営は法案審議や人事承認において、超党派の協調と議会内取引を前提とする新たな段階へと移行した⁵³。

総じて、蔡英文政権末期から頼清徳への移行は、「中華民国台湾」という言説の枠組みを維持しつつ、その運用面で生活指向と危機管理を強化するプロセスであった。その結果、価値と現実、抑止と交流、中央集権と手続きの透明性といった要素のバランスを取り直す統治の「標準装置」が更新され、アイデンティティの連続性を保ちながら、ねじれ国会下での合意形成という新たな統治課題へと接続したのである。

おわりに

本稿は、民主進歩党（民進党）が「中華民国」という、かつては「外来政権」として否定した枠組みを、いかにして統治実践のための戦略的装置へと再編していったのかを解明した。分析の結果、この変遷は単なる理念の放棄ではなく、「党内派閥力学」と「台湾社会のアイデンティティ変容」という二要素の相互作用から生じた、戦略的な「言説の再編」過程であったことが明らかになった。

第一に、本稿が分析の核心に据えた「台湾社会のアイデンティティ変容」との相互作用について、その決定的な転換点が馬英九政権期の「ひまわり学生運動」にあったことを示した。この運動を経て、若年層を中心に「台湾人」としての自己認識は不可逆的なものとなったが、同時に政策選好としては「現状維持」が多数を占める二重性が定着した。この社会側の動態が、民進党に対し、法理独立（台独）という急進的路線ではなく、現行秩序内で台湾の主体性を確保する「本土化」を実務的に追求するインセンティブを与えた。

第二に、本稿は社会の変化に応答する党側の「党内派閥力学」に注目し、路線転換が統治を担うための組織的再編でもあったことを明らかにした。結党期の急進的な独立建国路線は、陳水扁政権期に国際環境の制約の下で現実路線への移行を迫られた。その後、蔡英文政権期には党内統合が進む中で、「中華民国台湾」という言説

52 大澤傑・五十嵐隆幸「台湾の二大政党制は揺らぐのか—権威主義継承政党が政党システムに与える影響—」『問題と研究』第51巻第2号、2022年6月、153-184頁。

53 小笠原欣幸「2024年台湾総統選挙の分析」『交流』第996号、2024年3月、1-11頁。

的枠組みの精緻化と、それを裏付ける制度（108 課綱、国家語言發展法、移行期正義など）の整備が一体的に推進された。これにより、「中華民国」の法統の継承と台湾の主体性という、二つの要請を両立させる新たな均衡点が構築されたのである。後継の賴清徳が掲げる「継承と調整」もまた、この路線の延長線上に位置づけられる。

以上の分析を総合すれば、民進党の「中華民国」認識の変遷は、民主的正統性、主権の実効性、そして危機回避の合理性という三つの要請に応えるため、自らが用いる言説とそれを裏付ける制度を、絶えず戦略的に再構築していく過程であったと結論づけられる。

史上初の三期連続での政権維持は、この戦略が選挙動員と対外的なメッセージングにおいて有効であったことの証左である。しかしその一方で、立法院で過半数を失ったという現実、この枠組みが超党派の合意を形成する基盤としては未だ盤石ではないことを示しており、今後の政権運営において厳しい挑戦に直面することを示唆している。すなわち、「中華民国台湾」という枠組みは、その有効性と限界を同時に露呈しており、今後も島内外の厳しい制約下において、制度内から台湾の主体性を具現化し続けるための不可欠なメカニズムとして、その機能を持続させるであろう。

本稿の知見は、民主化以降の台湾政治におけるアイデンティティ形成の動態を理解する基盤を提供すると同時に、現下の賴清徳政権が直面する課題を読み解く上で有効な分析座標となろう。

参考文献

- 井尻秀憲（2013）『激流に立つ台湾政治外交史：李登輝、陳水扁、馬英九の 25 年』、ミネルヴァ書房。
- 大澤傑・五十嵐隆幸（2019）「台湾における乖離するアイデンティティと政党政治——変わる有権者と変わらない政党」『日本比較政治学会年報』第 21 号、197-219 頁。
- 大澤傑・五十嵐隆幸（2022）「台湾の二大政党制は揺らぐのか—権威主義継承政党が政党システムに与える影響—」『問題と研究』第 51 巻第 2 号、153-184 頁。
- 小笠原欣幸（2001）「台湾アイデンティティと『一つの中国』—李登輝政権の対中政策の展開」、OGASAWARA HOMEPAGE、<https://www.tufts.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/paper3.html>。
- 小笠原欣幸（2012）「選挙のプロセスと勝敗を決めた要因」小笠原欣幸・佐藤幸人編『馬英九再選：2012 年台湾総統選挙の結果とその影響』、アジア経済研究所、27-44 頁。
- 小笠原欣幸（2019）『台湾総統選挙』、晃洋書房。
- 小笠原欣幸（2020）「総統選挙と立法委員選挙——投票結果の分析」佐藤幸人・小笠原欣幸・松田康博・川上桃子著『蔡英文再選—2020 年台湾総統選挙と第 2 期蔡政権の課題』、アジア経済研究所、11-46 頁。
- 小笠原欣幸（2024）「2024 年台湾総統選挙の分析」『交流』第 996 号、1-11 頁。
- 佐藤幸人（2020）「第 2 期蔡英文政権の課題——経済、社会的側面から」佐藤幸人・小笠原欣幸・松田康博・川上桃子著『蔡英文再選—2020 年台湾総統選挙と第 2 期蔡政権の課題』、アジア

- 経済研究所、101-120 頁。
- 清水麗・池上寛（2024）「2023 年の台湾——三つどもえの総統選挙と活発な実務外交」『アジア動向年報 2024』、147-176 頁。
- 高橋邦夫（2023）「総統選挙から見る今年の台湾を巡る動き」『国際戦略研究所 中国情勢月報』No. 2022-02、日本総研国際戦略研究所、1-7 頁。
- 松田康博、清水麗（2018）『現代台湾の政治経済と中台関係』、晃洋書房。
- 松本充豊（2012）「民主進歩党と蔡英文の挑戦」小笠原欣幸・佐藤幸人編『馬英九再選——台湾総統選挙 2012』、アジア時報社、77-90 頁。
- 若林正文（2021）「台湾ナショナリズムの台頭・合法化とナショナリズム政党制の形成」、『台湾の政治 増補新装版：中華民国台湾化の戦後史』、東京大学出版、270 頁。
- 渡辺剛（2016）「中国の警戒する『文化台独』」、『東亜』2016 年 9 月号、6-7 頁。
- 渡辺剛（2020）「2020 年台湾総統選挙における蔡英文再選の要因—台湾ナショナリズム、習近平、アメリカ」、『防衛学研究』2020 年 3 月号、77-97 頁。
- 陳朝建（2005）「政党政治：解析民主進歩党的派系結構」、台湾法律網、<https://www.lawtw.com/archives/333784>。
- 陳先才・蔡晶（2023）「“九合一” 選後民進黨派系政治最新發展」『台湾研究集刊』第 1 号（No.185）、73-86 頁。
- 方錦程（2019）「民進黨派系の演変脈絡」、『台湾研究』第 7 期。
- 方錦程（2021）「台湾“本土化”の演進及影響」、『台湾研究』2020 年第 6 期。
- 林岡（2012）「民進党内的派系演化軌跡及其制度性原因」、『上海交通大学学報（哲学社会科学版）』第 20 卷第 6 期、419-428 頁。
- 牛軍『美国对台湾政策及美台关系的演变：一個歴史的考察』、香港中文大学中国研究服務中心、<https://www.aisixiang.com/data/8828.html>。
- 邱士杰（2016）「台湾中等学校歴史教育論争に関する考察—日清戦争 120 周年にあたって」、『コリア研究』第 6 号、立命館大学コリア研究センター、69-88 頁。
- 唐永紅（2020）「台湾社会的脈動と国民党的出路」『中国評論』月刊、2020 年 5 月号。
- 徐永明・陳鴻章（2007）「黨内派系競争與政黨選舉命運——以民進黨為例」『政治科學論叢』第 31 期、129-174 頁。
- 嚴安林（2023）「“九合一” 選挙後台湾政局發展走向」『台湾研究集刊』第 1 号（No.185）、32-43 頁。
- 呉介民（2015）「『太陽花運動』への道—台湾市民社会の中国要因に対する抵抗」『日本台湾学会報』第 17 号、https://jats.gr.jp/cp-bin/wordpress5/wp-content/uploads/journal/gakkaiho017_02.pdf。
- 張瑞昌（2001）「掌握時代潮汐認識『新潮流系』」『中国時報』2001 年 1 月 29 日。
- 鄭振清「2008 年以來民進黨軸心論述的轉變」『北京清華大學公共管理學院』、<http://www.kpwan.com/news/viewNewsPost.do?id=949>。
- Liu, Frank C. S., and Francis L. F. Lee. “Country, National, and Pan-national Identification in Taiwan and Hong Kong: Standing Together as Chinese?.” *Asian Survey* 53, no. 6 (2013): 1112-34. <https://doi.org/10.1525/as.2013.53.6.1112>.
- 大陸委員會「民眾對當前兩岸關係之看法」歷年民意調查、<https://www.mac.gov.tw/News.aspx?n=34D9690F2F8BCE53&sms=B5449820D7077391>。
- 国立政治大学選舉研究中心「台湾民眾台灣人／中国人認同趨勢分佈」、<https://esc.nccu.edu.tw/PageDoc/Detail?fid=7804&id=6960>。
- 民主進歩党（1986）「基本綱領」、1986 年 11 月 10 日、民主進歩党公式ウェブサイト。
- TVBS 民意調查中心「馬總統連任半年滿意度民調」調查報告、https://cc.tvbs.com.tw/portal/file/poll_center/2017/20170602/9d4cmcc50o.pdf。

介護士の利用者観・援助者観と 介助時の配慮に関する効果量分析

井上 敦

1. 問題の所在

我が国では少子高齢化が急速に進行しており、介護を巡る課題は一層深刻化している。内閣府によれば、65歳以上の高齢者人口は既に約3,600万人に達しており¹、今後も介護ニーズの増大が確実視されている。こうした状況の中、介護人材の確保と併せて、その資質や専門性の向上が重要な課題として浮上している。介護サービスは、身体的なケアの提供のみならず、利用者の尊厳や生活そのものを支える関係的・倫理的な実践であり、質の担保が極めて重要である。

この課題に対応するため、国は外国人労働者を積極的に介護現場に導入しており²、2020年には1,000人に満たなかった「介護分野の特定技能外国人在留者数」が2023年1月には17,066人と急増している³。こうした量的な人材確保の取り組みが重要であることは論を俟たないが、介護サービスの質を維持・向上することを目的としてケアの視点を明確化・共有化することもまた重要な課題といえよう⁴。多様な文化的背景をもつ外国人介護士が増加する中で⁵、介護に求められる価値観や支援に対する基本的姿勢を共有することの重要性はますます高まっているといえる。国籍や経験の違

1 内閣府。(2024).『令和6年版 高齢社会白書』。

2 石田路子。(2016). 日本における外国人介護労働者に関する政策と今後の課題. 城西国際大学紀要, 24(3), pp.1-16. 石田は、我が国におけるEPAに基づく外国人介護労働者の積極的導入について、その経緯をまとめるとともに課題を示している。

3 介護分野における特定技能協議会運営委員会。(2023).『介護分野における外国人の受入実績等』。

4 例えば、利用者との対人関係形成のために有用なソーシャルスキルを明らかにした三宅・田中らによる研究が知られる。三宅沙侑美・田中共子。(2024). 介護士における利用者との対人関係形成のためのソーシャルスキルの探索. 応用心理学研究, 50(1), pp.1-0.

5 Edward Asis と Rogie Royce Carandang (2020) は、外国人介護士が急増する現状に着目し、彼らが直面する課題やストレス要因について丁寧なインタビュー調査を通じて明らかにしている。調査によれば、主なストレス要因は同僚関係(coworker relationship)、言語の壁(language barrier)、ワークライフバランス(work-life balance)、健康への懸念(health concerns)、物理的環境(physical environment)、患者との関係性(patient relationship)に分類される6項目であり、著者らは日本政府に対し、外国人介護士に特化した心理社会的支援の提供を提言している。

いを超えて共通するケアの視点を確立することは、サービスの質の維持・向上にとって不可欠であり、介護士が利用者とのどのような関係を築いているか（築こうとしているか）を捉える視点の明確化が求められている⁶。

さらにいえば、介護士が利用者をどのように捉え、どのような態度で接しているかという利用者観⁷は介護の質に大きな影響を及ぼしていると考えられる。例えば、介護士の介護実践を支える価値や信念を意味する「介護観」に関し、調査・分析している研究として、水谷なおみ・藤原秀子らの「介護職員における介護観の特徴——質的調査の結果から——」⁸や堀内泉・串崎真志らの「高齢者福祉分野に勤務する介護職員の生活者の介護観尺度の作成」⁹等が挙げられる。上記の研究の中で、水谷らは介護士の介護観として多くの介護職員が「利用者の尊厳」を重視していることや「利用者と職員の距離・関係性」について両者の良好な関係作りを介護観と認識していることを明らかにしている。

こうした研究が示すように、介護士のもつ視点は抽象的な理念にとどまらず、実際のサービス提供時の行動や判断、配慮のあり方に具体的に反映されていることがみてとれる。利用者の自己決定や QOL（生活の質）を支えるには、介護士の視点や態度を丁寧に捉えることが不可欠である。上記の理由から、介護士がもつ視点の傾向を明らかにし、それがサービス提供時の行動や配慮にどのような影響を及ぼしているのかを効果量から検討することは意義があると思われる。本論文では、介護士の利用者観・援助者観とサービス提供時の配慮との関連について効果量を算出・分析することにより、介護実践の質を高める手がかりを得ることを目的とする。

II．研究方法

(1) 調査対象及び実施時期

本研究では、高齢者福祉施設に勤務し日常的に高齢者のケアに関わる職員を調査対象とした。職種については介護士に限定せず、看護師、相談員等の他職種も含めた（ただし、（後述するように）今回の分析では介護時の視点や配慮行動に焦点を合わせるため、分析対象は職種で「介護士」を選択した者に限定した）。調査施設

6 二瓶さやか. (2021). 多文化間における介護実践に関する予備的考察. 介護福祉士, 26, pp.57-63. 運営サポーターアンケート運営部会 (2024). 「外国人介護職員との協働による介護の未来」報告書. 一般社団法人日本介護福祉士会. 日本介護福祉士会のアンケート結果によれば、外国人介護職員との協働に必要なことの上位に「文化の違いを超えた価値観の共有」が挙げられている。

7 本研究では「利用者観」と称しているが、利用者への志向性をもつ視点という意味で、水谷らや堀内らのいう「介護観」と近いものといえる。

8 水谷なおみ・藤原秀子ほか. (2022). 介護職員における介護観の特徴——質的調査の結果から——. 日本福祉大学健康科学論集, 25, pp.13-20.

9 堀内泉・串崎真志ほか. (2021). 高齢者福祉分野に勤務する介護職員の生活者の介護観尺度の作成. 関西大学心理学研究, 12, pp.27-32.

の選出にあたっては、関東地域内に所在する老人福祉施設のうち、福祉サービス第三者評価を受審している施設を母集団とし、wam net (<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>) 及び東京都福祉サービス第三者評価機関が公開する評価名簿に基づき、系統抽出法を用いて 31 施設を選出した。

調査の実施に際しては、対象施設へ事前に電話連絡を行い、研究目的及び方法について説明し、研究協力の承諾を得たうえで、調査依頼文書及び質問紙を郵送した。施設管理者を通じて職員に質問紙を配布してもらい、趣旨を理解し自発的に協力可能な者のみに記入を依頼した。また、施設単位での回答用紙の回収をお願いした。調査は 2023 年 2 月から 5 月にかけて実施した。

(2) 調査内容

本調査では、対象職員に対し基本属性とともに、介護に関する価値観（利用者観・援助者観）や介助時の行動について複数の視点から尋ねた。質問紙は無記名自記式で、以下の内容で構成されている。

1) 基本属性

回答者の個人属性として、性別、年齢（10 歳刻みの階級）、最終学歴、勤務する施設の種別、職種、保有資格（複数選択可）、介護職としての実務年数、ならびに雇用形態等を尋ねた。

2) 利用者観について

利用者観に関する設問は、実際の介助のあり方にかかわらず、利用者や利用者との関係性に対して抱く主観的な印象やイメージを把握することを目的としている。例えば、「利用者はそれぞれに個性をもっている」、「利用者の姿は自分の将来の姿でもある」、「利用者に助けられたと感ずることがある」等、全 10 項目について 4 件のリッカート尺度（「あてはまる」・「どちらかといえばあてはまる」・「どちらかといえばあてはまらない」・「あてはまらない」）で評価を求めた。

3) 援助者観について

援助者観に関する設問は、実際の介助のあり方にかかわらず、援助者としての役割意識や援助に対する信念・価値観を把握することを目的としている。例えば、「利用者本人の意見を積極的にケアに取り入れるべきである」、「利用者一人ひとりが役割をもって過ごせるようにすべきである」、「利用者の強みを発見し、それをケアに取り入れるべきである」等、全 17 項目を用意し、こちらも 4 件法の尺度を採用、回答を求めた。

4) 介助について（意思尊重介護尺度）

介護職員が実際の介助場面においてどのような点に配慮しているかを把握するた

めに、鈴木みずえらが開発したパーソン・センタード・ケアに基づく実践評価尺度¹⁰を参照し、26項目から成る質問を作成し、意思尊重介護尺度とした。設問内容は「同じ目線の高さで介助している」、「本人の力でできることはやってもらう」、「入浴後は身体が冷えないように配慮している」等、介助行動の際に意識される具体的な配慮を尋ねるものであり、4件法で評価を求めた。「1. あてはまる」～「4. あてはまらない」の4件法で質問し、その合計点を算出した（逆転項目は、点数も逆転させた。最高点は101点、最低点は56点であった）。点数が高い方が利用者の意思を尊重した介護を実践しているとみなした。意思尊重介護得点及びその尺度の作成経緯については別論文で記述している¹¹。内的整合性及び構成概念の妥当性に関する検証結果については後述する。

5) 介助における配慮について

鈴木みずえらの尺度を使い、介助実践全体における配慮の在り方を測定するため、18項目の質問項目を設定した。なお、原尺度は看護師を対象に設計されているため、本調査では介護職に対応するよう表現をやや修正するとともに、介護職の職務内容との乖離が大きいと判断される1項目は除外した。こちらも上の意思尊重介護得点と同様に、「1. あてはまる」～「4. あてはまらない」の4件法で質問し、その合計点を算出した。逆転項目は、点数も逆転させた。得点の記述統計量は結果に示す。なお、本研究では本尺度を、意思尊重介護尺度との構成概念の妥当性の検討のみに使用した。

6) 仕事の環境面について

仕事の進め方や意思決定の裁量に関する認識を捉えるため、音山若穂らの研究¹²に基づく8項目の尺度を使用し、4件法で評価を求めた。これに加え、職場環境に関連する補足的な1項目も併せて尋ねた。

7) 仕事上において

田尾雅夫・久保真人によるバーンアウト尺度¹³を用いて、情緒的負担感や職務満足度に関連する17項目について5件法（「いつもある」・「しばしばある」・「時々ある」・「まれにある」・「ない」）で回答を得た。各項目の得点から、「情緒的消耗感」、「脱人格化」、「個人的達成感」の三つの次元でスコアを算出した。加えて、仕事に関連する補足的な1項目も同じく5件法で評価を求めた。

10 鈴木みずえ・吉村浩美ほか。(2016). 急性期病院の認知症障害高齢者に対するパーソン・センタード・ケアをめざした看護実践自己評価尺度の開発. 日本老年看護学会誌, 20, pp.36-46.

11 井上敦。(2024). 援助者の役割意識が介護サービス提供時の配慮に与える影響. 人間福祉学会誌, 23(2), pp.77-86.

12 音山若穂・矢富直美。(1997). 特別養護老人ホームの利用者中心的介護が介護スタッフのストレスに及ぼす影響. 社会保障研究, 33(1), pp.80-89.

13 田尾雅夫・久保真人。(1996). 『バーンアウトの理論と実際——心理学的アプローチ——』. 誠信書房.

ただし、今回の論文では介護職の利用者観・援助者観と実際の介助時の配慮（意思尊重介護得点）との関連及びその効果量に主眼を置いているため、「6）仕事の環境面について」と「7）仕事上において」は分析対象から除外した。

(3) 検定方法

本研究では、各尺度項目の内的整合性を検証するために Cronbach の α 係数を算出した。加えて、構成概念の妥当性を補完的に確認する目的で、意思尊重介護尺度と既存尺度との相関を分析した。

分析にあたっては、まず記述統計量（平均値、標準偏差等）を算出し、次に、援助者の価値観（利用者観・援助者観）と意思尊重介護得点の t 検定を実施した（等分散性が確認できない場合には Welch 検定を用いた）。正規性の検定には Kolmogorov-Smirnov 検定及び Shapiro-Wilk 検定を、等分散性の確認には F 検定を用いた。有意水準は 5%（ $p < 0.05$ ）とした。また、有意差の有無にとどまらず群間の差異の大きさを明らかにするため、各比較における効果量（Cohen's d）を算出した。援助者の価値観（利用者観・援助者観）と実践場面における配慮行動との関連性を効果量で示すことにより、実践的含意のある知見を得ることを目指した。なお、分析対象は、全ての調査項目に回答があったもののみに限定している。統計解析には EZR（Ver.1.64）¹⁴ を使用した。

(4) 倫理的配慮

本研究の目的及び調査方法については、調査依頼文書と質問紙の表紙に明記した。質問紙には、調査が無記名自記式で実施されること、回答内容から個人が特定されることはないこと、回答することによって本人や所属施設等に不利益が生じることはないことを明示した。また、得られたデータは統計的に処理したうえで、研究終了後に適切に廃棄すること、ならびに第三者への情報漏洩がないよう十分配慮することも明記した。回答と返送をもって研究への同意がなされたものと判断した。本調査は、杏林大学大学院国際協力研究科における「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会に申請し、2022 年 11 月 5 日付で承認（承認番号 54）を受けたうえで実施している。

III. 結果

(1) 基本属性

本調査は 31 の施設にアンケートを配布し、そのうち 23 施設から回答を得た。配

14 EZR は R および R コマンドの機能を拡張した統計ソフトウェアであり、自治医科大学附属さいたま医療センターのホームページで無料配布されている。

布数は 847 件、その内 501 件が回収された（回収率 59.1%）。本論文では、このうち職種として「介護士」と回答した 442 名のデータを対象に分析を行った。

回答者の基本属性の概要を表 1 に示す。性別では、女性が 269 名（60.9%）、男性が 169 名（38.2%）となっており、女性の割合がやや高かった。年齢構成を見ると、40～49 歳が最も多く 30.3%を占めたが、他の年代に比べて突出して多いということとはなかった。施設の種別では、特別養護老人ホームの割合が高く、ユニット型（36.2%）と従来型（39.8%）を合わせて全体の 7 割以上を占めていた。保有資格（複数回答可）では、介護福祉士が 343 名（77.6%）と最も多く、次いで多いのが介護職員初任者研修 73 名（16.5%）、介護福祉士実務者研修 49 名（11.1%）であった。介護に関する資格の取得者が目立った。また、高齢者介護の経験年数については、

表 1 回答者の基本属性

		n = 442	
		人数	割合 (%)
性別	女性	269	60.9
	男性	169	38.2
	NA	4	0.9
年齢	18～29 歳	63	14.3
	30～39 歳	102	23.1
	40～49 歳	134	30.3
	50～59 歳	99	22.4
	60～69 歳	34	7.7
	70 歳以上	6	1.4
	NA	4	0.9
施設種別	特別養護老人ホーム（ユニット型）	160	36.2
	特別養護老人ホーム（従来型）	176	39.8
	介護老人保健施設	21	4.8
	有料老人ホーム	1	0.2
	小規模多機能型居宅介護	25	5.7
	その他	52	11.8
	NA	7	1.6
保有資格 (重複回答あり)	介護職員初任者研修	73	16.5
	介護福祉士実務者研修	49	11.1
	介護福祉士	343	77.6
	社会福祉士	8	1.8
	介護支援専門員	30	6.8
	その他	29	6.6
介護経験年数	1 年未満	16	3.6
	1 年以上 3 年未満	36	8.1
	3 年以上 5 年未満	26	5.9
	5 年以上 10 年未満	98	22.2
	10 年以上	263	59.5
	NA	3	0.7

10 年以上が 263 名 (59.5%) と最も多く、次いで多いのが 5 年以上 10 年未満 98 名 (22.2%) であり、介護経験の豊富な人材が多かった。

(2) 意思尊重介護得点の信頼性と分布の特性について

当該尺度は 26 項目から構成されており、信頼性の確認には Cronbach の α 係数を用いた。全体の α 係数は 0.808、構成因子ごとの係数は 0.793 から 0.818 の範囲にあり、いずれも基準値である 0.7 を上回っていたことから尺度としての内的一貫性は十分であると判断した。構成概念の妥当性については、鈴木らが開発した「看護実践自己評価尺度」との関連性を検討した。平均は 56.15 点 ($SD = 7.22$) であり ($n = 413$)、最高点は 72 点、最低点は 38 点であった。両者の間に正の相関が認められた ($r = 0.55$, 95% $CI = 0.477-0.62$, $p < 0.01$)。このことから、本尺度が対象とする概念を適切に測定していると考えられる。有効回答者 442 名のうち、全項目に回答した者は 409 名 (92.5%) であった。図 1 に意思尊重介護得点の分布を示す。得点の平均値は 80.8、標準偏差は 7.46 であり、正規性については Kolmogorov-Smirnov 検定 ($p = 0.206$) 及び Shapiro-Wilk 検定 ($p = 0.318$) の結果から、いずれも正規分布が否定されなかった。

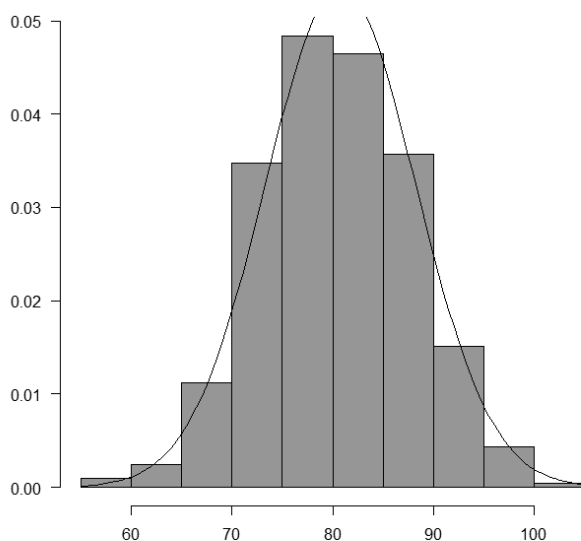


図 1 意思尊重介護得点の分布 (ヒストグラム及び正規分布カーブ)

(3) 利用者観項目と意思尊重介護得点の t 検定結果及びその効果量

まず、利用者観の各項目とそれぞれの意思尊重介護得点の平均値、標準偏差 (SD)、 n 数、パーセンテージ、自由度 (df) を表 2 に示す。これらの数値に基づき、各項目で t 検定を実施、Cohen's d を算出した。なお、「利用者は、援助者に一方的に助けられて存在である」と「利用者は相談相手になってくれることがある」の 2 項

表2 利用者観項目と意思尊重介入護得点のt検定結果及びその効果量

項目	群	平均	SD	n	(%)	df	t 値	p 値	Cohen's d	95% 信頼区間	n = 442
利用者はそれぞれに個性をもっている	あてはまる	80.78	7.45	440	(99.5)	406					
	あてはまらない	69.00	NA	1	(0.2)						
利用者は生活に役立つ知恵をもっている	あてはまる	80.95	7.35	411	(93.0)	404					
	あてはまらない	78.12	8.58	27	(6.1)		1.846	0.066	0.38	- 0.09 - 0.771	
利用者は尊敬される存在である	あてはまる	80.99	7.35	416	(94.1)	406					
	あてはまらない	76.87	8.51	23	(5.2)		2.587	0.010*	0.56	0.134 - 0.977	
利用者は人生経験が豊富である	あてはまる	80.75	7.44	436	(98.6)	407					
	あてはまらない	82.20	9.91	5	(1.1)		- 0.433	0.665	- 0.19	- 1.076 - 0.687	
利用者の姿は自分の将来の姿でもある	あてはまる	80.90	7.42	380	(86.0)	405					
	あてはまらない	80.13	7.69	59	(13.3)		0.695	0.488	0.10	- 0.171 - 0.378	
利用者は人生の役割を終えた存在である	あてはまる	78.39	8.23	94	(21.3)	404					
	あてはまらない	81.41	7.12	342	(77.4)		- 3.413	0.001**	- 0.41	- 0.640 - - 0.180	
利用者は、援助者に一方的に助けてもらっている存在である	あてはまる	77.84	8.80	73	(16.5)	88.22					
	あてはまらない	81.41	7.03	363	(82.1)		- 3.185	0.002**	- 0.49	- 0.739 - - 0.232	
利用者は相談相手になってくれることがある	あてはまる	81.18	7.12	315	(71.3)	179.21					
	あてはまらない	79.64	8.28	122	(27.6)		1.753	0.081	0.21	- 0.003 - 0.416	
利用者に助けられたと感じることがある	あてはまる	81.30	7.26	381	(86.2)	406					
	あてはまらない	77.21	7.96	57	(12.9)		3.779	0.000**	0.56	0.275 - 0.837	
金銭関係なくして利用者と対等な関係を築くのは難しい	あてはまる	78.36	7.29	125	(28.3)	404					
	あてはまらない	81.75	7.28	311	(70.4)		- 4.253	0.000**	- 0.47	- 0.675 - - 0.256	
*p<0.05 **p<0.01											
※ Cohen's d の解釈基準：0.2= 小さい効果、0.5= 中程度の効果、0.8= 大きい効果 (Cohen, 1988)											

※ Cohen's d の解釈基準：0.2=小さい効果、0.5=中程度の効果、0.8=大きい効果 (Cohen, 1988)

目は F 検定の結果、等分散性が否定されたため（それぞれ $p = 0.010$, $p = 0.048$ ）、Welch 検定を実施した。

続けて、本調査で実施した利用者観と意思尊重介護得点との関係について、t 検定の結果及び効果量を述べる。

t 検定の結果、平均値に有意な差 ($p < 0.05$) が認められ、かつ効果量の絶対値が小～中程度 ($| \text{Cohen's } d | \geq 0.2$) であったのは、「利用者は尊敬される存在である」($p = 0.010$, $\text{Cohen's } d = 0.56$)、「利用者は人生の役割を終えた存在である」($p = 0.001$, $\text{Cohen's } d = -0.41$)、「利用者は、援助者に一方的に助けてもらう存在である」($p = 0.002$, $\text{Cohen's } d = -0.49$)、「利用者に助けられたと感ずることがある」($p = 0.000$, $\text{Cohen's } d = 0.56$)、「金銭関係なくして利用者とは対等な関係を築くのは難しい」($p = 0.000$, $\text{Cohen's } d = -0.47$) の 5 項目であった。

一方、t 検定の結果において有意な差は認められなかったものの、効果量の絶対値が小～中程度であったのは、「利用者は生活に役立つ知恵をもっている」($p = 0.066$, $\text{Cohen's } d = 0.38$)、「利用者は相談相手になってくれることがある」($p = 0.081$, $\text{Cohen's } d = 0.21$) の 2 項目であった¹⁵。

「利用者は人生経験が豊富である」($p = 0.665$, $\text{Cohen's } d = -0.19$) と「利用者の姿は自分の将来の姿でもある」($p = 0.488$, $\text{Cohen's } d = 0.10$) の 2 項目の平均値は有意な差が見られず、効果量も基準 ($\text{Cohen's } d \geq 0.2$) を下回った。

「利用者はそれぞれに個性をもっている」の項目は、「あてはまらない」と回答した者が 1 名 (0.2%) のみであったため、t 検定は実施せず、効果量も算出しなかった。

(4) 援助者観項目と意思尊重介護得点の t 検定結果及びその効果量

同様に、援助者観の各項目とそれぞれの意思尊重介護得点の平均値、標準偏差 (SD)、n 数、パーセンテージ、自由度 (df) を表 3 に示す。これらの数値に基づき、各項目で t 検定を実施、Cohen's d を算出した。また、利用者観項目と同じく F 検定を実施したが、援助者観の全項目において等分散性は否定されなかった。

援助者観と意思尊重介護得点との関係について、t 検定の結果及び効果量を述べる。t 検定の結果、平均値に有意な差 ($p < 0.05$) が認められ、かつ効果量の絶対値が大 ($| \text{Cohen's } d | \geq 0.8$) であったのは、「利用者の強みを発見し、それをケアに取り入れるべきである」($p = 0.014$, $\text{Cohen's } d = 0.88$)、「利用者の語りに丁寧に耳を傾け、受けとめるよう努めるべきだ」($p = 0.002$, $\text{Cohen's } d = 1.11$) の 2 項目であった。

平均値に有意な差 ($p < 0.05$) が認められ、かつ効果量の絶対値が小～中程度

15 Cohen's d の解釈基準は、通常、0.2 = 小さい効果、0.5 = 中程度の効果、0.8 = 大きい効果とみなされる。Cohen, J. (1988). *Statistical power analysis for the behavioral sciences* (2nd ed.). Lawrence Erlbaum. 及び鈴木由美・豊田秀樹. (2012). “心理学研究”における効果量・検定力・必要標本数の展望的事例分析. *心理学研究*, 83(1), 51-63.

表3 援助者観項目と意思尊重介護得点のt検定結果及びその効果量

項目	群	平均	SD	n	(%)	df	t 値	p 値	Cohen's d	n = 442 95% 信頼区間
利用者本人の意見を積極的にケアに取り入れ るべきである	あてはまる	81.01	7.37	412	(93.2)	406	2.464	0.014*	0.52	0.127 - 0.909
	あてはまらない	77.17	8.06	27	(6.1)					
利用者の人生歴を考慮したケアを実践すべ きである	あてはまる	80.94	7.41	420	(95.0)	405	2.426	0.016*	0.71	0.208 - 1.211
	あてはまらない	75.67	7.84	16	(3.6)					
利用者一人ひとりが役割をもって過ごせる ようにすべきである	あてはまる	81.11	7.44	402	(91.0)	406	3.046	0.002**	0.55	0.210 - 0.896
	あてはまらない	77.03	6.67	36	(8.1)					
将来自分が受けたいと思うケアを提供すべ きである	あてはまる	80.82	7.58	378	(85.5)	406	0.237	0.813	0.03	- 0.237 - 0.304
	あてはまらない	80.57	6.73	61	(13.8)					
利用者の生活が施設内だけで完結しないよ う意識すべきである	あてはまる	80.87	7.41	402	(91.0)	406	0.736	0.462	0.13	- 0.200 - 0.465
	あてはまらない	79.88	8.04	38	(8.6)					
どんなときもマニキュアルに即したかわわり を優先すべきである	あてはまる	79.95	7.74	121	(27.4)	402	- 1.380	0.168	- 0.15	- 0.362 - 0.057
	あてはまらない	81.09	7.37	315	(71.3)					
利用者の個別事情を常に考慮すべきである	あてはまる	81.03	7.41	392	(88.7)	401	1.560	0.120	0.26	- 0.059 - 0.579
	あてはまらない	79.10	7.60	42	(9.5)					
どの利用者にも常に平等に接するべきである	あてはまる	80.76	7.38	391	(88.5)	405	- 0.146	0.884	- 0.02	- 0.322 - 0.277
	あてはまらない	80.93	8.25	48	(10.9)					
援助者は常に助ける側であるべきだ	あてはまる	79.95	7.42	202	(45.7)	405	- 2.143	0.033*	- 0.21	- 0.401 - - 0.024
	あてはまらない	81.53	7.44	235	(53.2)					
場合によっては施設の方針を無視してでも 優先すべきケアがある	あてはまる	80.78	7.83	216	(48.9)	404	0.047	0.962	0.00	- 0.184 - 0.192
	あてはまらない	80.75	7.13	219	(49.5)					
利用者の喜びを自分のことのように喜ぶこ とは大切である	あてはまる	81.14	7.26	405	(91.6)	405	3.517	0.000**	0.69	0.330 - 1.045
	あてはまらない	76.07	8.72	33	(7.5)					
利用者の強みを発見し、それをケアに取り 入れるべきである	あてはまる	80.91	7.40	430	(97.3)	405	2.466	0.014*	0.88	0.217 - 1.542
	あてはまらない	74.38	8.55	9	(2.0)					

利用者の語りに丁寧に耳を傾け、受けとめるよう努めるべきだ	あてはまる	80.96	7.35	428	(96.8)	405	3.116	0.002**	1.11	0.480 - 1.742
	あてはまらない	72.75	9.08	10	(2.3)					
場合によっては利用者の安全よりも利用者の自由を優先すべきだ	あてはまる	80.62	7.62	199	(45.0)	406	- 0.375	0.708	- 0.04	- 0.225 - 0.150
	あてはまらない	80.90	7.35	240	(54.3)					
どんなときも個人情報とは他人に伝えるべきではない	あてはまる	80.82	7.33	360	(81.4)	401	0.351	0.725	0.05	- 0.235 - 0.342
	あてはまらない	80.42	8.29	53	(12.0)					
援助者・利用者双方の視点からケアの内容を吟味すべきだ	あてはまる	80.69	7.44	413	(93.4)	403	- 1.197	0.232	- 0.26	- 0.677 - 0.163
	あてはまらない	82.61	7.90	23	(5.2)					
利用者へのかかわりにはユーモアが必要である	あてはまる	81.02	7.36	377	(85.3)	405	1.407	0.16	0.20	- 0.071 - 0.475
	あてはまらない	79.52	7.89	60	(13.6)					
*p<0.05 **p<0.01										
※ Cohen's d の解釈基準：0.2= 小さい効果、0.5= 中程度の効果、0.8= 大きい効果 (Cohen, 1988)										

($| \text{Cohen's } d | \geq 0.2$)であったのは、「利用者本人の意見を積極的にケアに取り入れるべきである」($p = 0.014$, $\text{Cohen's } d = 0.52$)、「利用者の人生歴を考慮したケアを実践すべきである」($p = 0.016$, $\text{Cohen's } d = 0.71$)、「利用者一人ひとりが役割をもって過ごせるようにすべきである」($p = 0.002$, $\text{Cohen's } d = 0.55$)、「援助者は常に助ける側であるべきだ」($p = 0.033$, $\text{Cohen's } d = -0.21$)、「利用者の喜びを自分のことのように喜ぶことは大切である」($p = 0.000$, $\text{Cohen's } d = 0.69$)の5項目であった。

t検定の結果において有意な差は認められなかったものの、効果量の絶対値が小～中程度であったのは「利用者の個別事情を常に考慮すべきである」($p = 0.120$, $\text{Cohen's } d = 0.26$)、「援助者・利用者双方の視点からケアの内容を吟味すべきだ」($p = 0.232$, $\text{Cohen's } d = -0.26$)、「利用者へのかかわりにはユーモアが必要である」($p = 0.16$, $\text{Cohen's } d = 0.20$)の3項目であった。

上記以外、「将来自分が受けたいと思うケアを提供すべきである」($p = 0.813$, $\text{Cohen's } d = 0.03$)、「利用者の生活が施設内だけで完結しないよう意識すべきである」($p = 0.462$, $\text{Cohen's } d = 0.13$)、「どんなときもマニュアルに即したかかわりを優先すべきである」($p = 0.168$, $\text{Cohen's } d = -0.15$)、「どの利用者にも常に平等に接するべきである」($p = 0.884$, $\text{Cohen's } d = -0.02$)、「場合によっては施設の方針を無視してでも優先すべきケアがある」($p = 0.962$, $\text{Cohen's } d = 0.00$)、「場合によっては利用者の安全よりも利用者の自由を優先すべきだ」($p = 0.708$, $\text{Cohen's } d = -0.04$)、「どんなときも個人情報は他人に伝えるべきではない」($p = 0.725$, $\text{Cohen's } d = 0.05$)の7項目の平均値は有意な差が認められず、効果量も基準($\text{Cohen's } d \geq 0.2$)を下回った。

IV. 考察

(1) 調査対象者の属性と全国データとの比較

本研究では、介護施設に勤務する職員442名を対象に調査を実施した。そのうち女性は60.9%、男性は38.2%であった。年齢構成を見ると、40～49歳の層が30.3%を占めており、他の年代と比較して最も多かった。また、保有資格では「介護福祉士」が77.6%と多数を占め、「実務者研修」11.1%、「介護職員初任者研修」16.5%も一定割合を示した。これらの結果を、介護労働に関する全国的な調査（令和3年度公益財団法人介護労働安定センターによる調査結果¹⁶⁾）と比較すると、性別及び年齢の分布は大きく乖離していない。特に40代の職員が全国的にも比較的多い点は共通しており、本研究の対象者においても同様の傾向が見られた。保有資格に関し

16 介護労働安定センター．(2021)．『令和3年度介護労働実態調査：介護労働者の就業実態と就業意識調査 結果報告書』．

ては、「介護福祉士」資格の保有率がやや高い点と、有料老人ホームの職員数が少ないのが特徴的である。

(2) 介護実践における相互性の意義

利用者観のt検定結果と効果量から読み取ることができるのは、利用者の存在に敬意を払い、受動的な存在としてではなく相互的な存在として受けとめる視点が配慮行動（意思尊重介護得点）の高得点群と関連していたという点である。この点は、本論文の冒頭で取り上げた水谷らの研究結果——すなわち、介護士の介護観として多くの介護職員が「利用者の尊厳」を重視していること——と一致している。この結果とは対照的に、利用者を受動的な存在とみなし、積極的役割を終えた存在とみる視点——いいかえれば、利用者との相互性を認めない視点——は配慮行動の低得点群との関連がみてとれた。

続く援助者観のt検定結果と効果量においても上記に近い結果が得られたといえる。利用者の意見や、これまでの人生歴を前向きにケアに取り入れようとする視点は配慮行動の高得点群と関連していた。同様に、利用者の存在や積極的役割を認め、ケアに活かそうとする視点も高得点群と関連があった。本多は、こうした利用者一人ひとりの積極的役割を受けとめ、ケアに活かす視点のあり方を「非パースンの（再）パースン化」として概念化しており、ここで取り上げることは介護を实践する手ばかりを得るうえでも非常に示唆的であると思われる。「相手の新たな一面の（再）発見に細心の注意を払っている周囲の介護者などにとっては、ときおり顔をのぞかせるそのような非パースン（昔取った杵柄パースン）をその人の『パースン』として（再）発見し、実演してもらい、うまくいけば自他ともにその可能性（新しいパースン）を認め合っていくことが高齢者介護にとって小さくない意義をもっていると思われる。これを『非パースンの（再）パースン化』と呼びたい」¹⁷。本多のいう「非パースンの（再）パースン化」のように、利用者一人ひとりの新たな可能性を（再）発見し、利用者の『送り手性』を保障・保証すること」¹⁸——いいかえれば、利用者の積極性を受けとめ、その役割を果たすことを支援すること——は質の高い介護を实践するうえで大きな意義があると考えられる。

その一方で、援助者は常に助ける側であるべきとして、援助者のみに積極性を認め、利用者を一方的な受け手とみなす視点は配慮行動の低得点群との関連がみてとれた。この点は先述の、利用者との相互性を認めない視点が配慮行動の低得点群と関連しているという結果と相互に影響し合っているとみなすことができる。つまり、援助者が常に助け手であり、コミュニケーションの送り手であることは一見すると

17 本多敏明. (2024). 『現代社会における排除の構造とコミュニケーション論的包摂』, 風鳴舎, p.161

18 同上, p.141

(援助者の介助行為が利用者にストレートに伝わるという意味で) スムーズな介護実践に結果するように思われがちだが、それが利用者が助けられる側であり、コミュニケーションの(一方的)受け手であることに接続するならば、援助者の高い配慮行動や利用者の意思を尊重する介護にはつながらない可能性があることが示唆された。なお、「利用者の強みを発見し、それをケアに取り入れるべきである」及び「利用者の語りに丁寧に耳を傾け、受けとめるよう努めるべきだ」の2項目についてはCohen's dが0.8以上と高く、平均値にも有意な差が認められたものの、この効果量の高さはそもそも否定的回答をしたn数が極端に少なかったこと(それぞれ肯定的回答者430名(97.3%)に対し否定的回答者9名(2.0%)、肯定的回答者428名(96.8%)に対し否定的回答者10名(2.3%))が深く影響していると考えられるため、慎重な検討が必要である。むしろ、社会福祉の領域で広く言われがちな、こうした基本的なケアの姿勢は多くの職員間で既に共有化されているとみるべきであろう。

V. 本論文の限界と今後の課題について

本研究の調査・分析によって、職員一人ひとりが抱く援助者観・利用者観と介助行為にあたっての配慮との関連を示すことができた点は意義が大きい。また、それぞれの項目と介助行為との効果量を示すことによって、関連の強さを示すことができた点も新規性があるといえよう。

一方で、限界や課題も残っている。まず、地域性の限界である。本文でも述べたように、今回の調査は関東地域内の老人福祉施設に対象施設を限定している。令和3年度の介護労働安定センターの調査結果と職員の分布が類似しているからといって、今回の調査の分析結果が全国的に当てはまると安易に言い切ることはできない。有料老人ホームにおける高齢者ケアの重要性を鑑みても、対象施設に有料老人ホームがほとんど含まれていない点は今後の課題といえる。また、本研究は横断研究に基づいて調査・分析されたものであるため、職員の価値観と介助行為との因果関係を示すことができない。介助行為において利用者の積極的役割を認めケアに活かす視点の必要性を論じてはいるものの、その積極的役割の具体例については論及できていないことも課題である。さらに、調査内容に含めている職場環境や働きやすさ(バーンアウト指数)についても今回の論文ではふれられていない。職員による介助行為と職場環境や働きやすさとの関連や効果量を示すことは持続可能な介護実践のあり方を模索するうえで貢献できると期待される。この点についても次回以降の論文で分析し、関連を明らかにして報告したい。

VI. 謝辞

本研究は、多くの施設関係者・職員の皆様のご協力によって実施されました。厚く感謝の意を表します。

文献

- Asis, E., & Carandang, R. R. (2020). *The plight of migrant care workers in Japan: A qualitative study of their stressors on caregiving*. Journal of Migration and Health, 1-2, 100001. <https://doi.org/10.1016/j.jmh.2020.100001>
- Cohen, J. (1988). *Statistical power analysis for the behavioral sciences* (2nd ed.). Lawrence Erlbaum.
- 本多敏明. (2020). 「ともにいること」としての「パースンの包摂」——地域包括ケアが求める「包摂」についての試論——. 淑徳大学研究紀要, 54, 99-115.
- 本多敏明. (2024). 『現代社会における排除の構造とコミュニケーション論的包摂』. 風鳴舎.
- 堀内泉・串崎真志ほか. (2021). 高齢者福祉分野に勤務する介護職員の生活者の介護観尺度の作成. 関西大学心理学研究, 12, 27-32.
- 井上敦. (2024). 援助者の役割意識が介護サービス提供時の配慮に与える影響. 人間福祉学会誌, 23(2), 77-86.
- 井上敦. (2025). 『「利用者主体」のケアを志向する援助者の視点に関する研究』(博士論文, 杏林大学).
- 石田路子. (2016). 日本における外国人介護労働者に関する政策と今後の課題. 城西国際大学紀要, 24(3), 1-16.
- 介護分野における特定技能協議会運営委員会. (2023). 『介護分野における外国人の受入実績等』.
- 介護労働安定センター. (2021). 『令和3年度介護労働実態調査：介護労働者の就業実態と就業意識調査 結果報告書』.
- Kanda, Y. (2013). *Investigation of the freely available easy-to-use software “EZR” for medical statistics*. Bone Marrow Transplantation, 48, 452-458. <https://www.nature.com/articles/bmt2012244.pdf>
- 三宅沙侑美・田中共子. (2024). 介護士における利用者との対人関係形成のためのソーシャルスキルの探索. 応用心理学研究, 50(1), 1-10.
- 水本篤・竹内理. (2008). 研究論文における効果量の報告のために——基礎的概念と注意点——. 英語教育研究, 31, 57-66.
- 水谷なおみ・藤原秀子ほか. (2022). 介護職員における介護観の特徴——質的調査の結果から——. 日本福祉大学健康科学論集, 25, 13-20.
- 村井潤一郎・橋本貴充. (2018). 統計的仮説検定を用いる心理学研究におけるサンプルサイズ設計. 心理学評論, 61(1), 116-136.
- 内閣府. (2024). 『令和6年版 高齢社会白書』.
- 二瓶さやか. (2021). 多文化間における介護実践に関する予備的考察. 介護福祉士, 26, 57-63.
- 音山若穂・矢富直美. (1997). 特別養護老人ホームの利用者中心的介護が介護スタッフのストレスに及ぼす影響. 社会保障研究, 33(1), 80-89.
- 鈴川由美・豊田秀樹. (2012). “心理学研究”における効果量・検定力・必要標本数の展望的事例分析. 心理学研究, 83(1), 51-63.
- 鈴木みずえ・吉村浩美ほか. (2016). 急性期病院の認知症障害高齢者に対するパーソン・センタード・ケアをめざした看護実践自己評価尺度の開発. 日本老年看護学会誌, 20, 36-46.
- 田尾雅夫・久保真人. (1996). 『バーンアウトの理論と実際——心理学的アプローチ——』. 誠信書房.
- 運営サポーターアンケート運営部会 (2024). 「外国人介護職員との協働による介護の未来」報告書. 一般社団法人日本介護福祉士会.

2024 年度秋学期・2025 年度春学期
博士前期・後期課程 修了者論文
題目・指導教授・審査委員一覧

2024 年度秋学期 学位（博士後期課程）取得者一覧

開発問題専攻（博士後期課程）

	学生氏名	博士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	副 査 (外部審査委員)	学位
1	王 佳杰	在日若年中国人によるマインドフルネス実践の継続要因に関する研究	岡村 裕 教授	進邦徹夫 教授	劉 迪 教授	渡辺 剛 教授	帝京科学大学 呂 曉彤 教授	学術
2	井上 敦	「利用者主体」のケアを志向する援助者の視点に関する研究	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	小堀貴亮 教授	古本泰之 教授	東京家政大学 北澤健文 准教授	学術

2024 年度秋学期 学位（博士前期課程）取得者一覧

国際医療協力専攻（博士前期課程）

	学生氏名	修士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	学位
1	大戸理恵子	民生児童委員の活動及び役割における大学生の可能性の検討	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	出嶋靖志 教授	北田真理 准教授	国際医療協力
2	北出恭子	温泉愛好家による温泉指向性の実態に関する研究	小堀貴亮 教授	古本泰之 教授	岡村 裕 教授	西山桂子 准教授	国際医療協力

グローバル・コミュニケーション専攻（博士前期課程）

	学生氏名	修士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	学位
1	見野萌佳	新聞広告における、キャッチコピーからみる句読点使用実態と機能	嵐 洋子 教授	鄭 英淑 教授	八木橋宏勇 教授	梁井久江 准教授	学術
2	新蔵実由	外国人が抱く日本に対する意識とその実態に関する研究	小堀貴亮 教授	八木橋宏勇 教授	古本泰之 教授	西山桂子 准教授	学術

2025 年度春学期 学位（博士後期課程）取得者一覧

開発問題専攻（博士後期課程）

	学生氏名	博士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	副 査 (外部審査委員)	学位
1	布田和恵	地域包括ケアにおける医療的ケア（喀痰等の吸引）を行なう多職種連携推進と教育に関する研究	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	小堀貴亮 教授	古本泰之 教授	東京家政大学 北澤健文 准教授	学術

2025 年度春学期 学位（博士前期課程）取得者一覧

国際開発専攻（博士前期課程）

	学生氏名	修士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	学位
1	高 青	中国における高齢者ケアの歴史の変遷と社区居家ケアモデル構築の方向性	劉 迪 特任教授	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	宮首弘子 教授	開発学
2	劉 金正	中国直轄市の行政区画形成過程と将来的含意 —制度的・歴史的視点からの考察	劉 迪 特任教授	進邦徹夫 教授	渡辺 剛 教授	宮首弘子 教授	開発学

国際医療協力専攻（博士前期課程）

	学生氏名	修士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	学位
1	細野真代	介護福祉専門学校生を対象としたマインドフルネス実践指導に関する研究	岡村 裕 教授	小堀貴亮 教授	松井孝太 准教授	片桐朝美 教授	国際医療協力

グローバル・コミュニケーション専攻（博士前期課程）

	学生氏名	修士論文題目	指導教員	主 査	副 査	副 査	学位
1	庭山孝代	高齢者介護の現場における効果的なタスクシフティングのあり方に関する研究 —実務経験者へのアンケートによる意識調査を通じて—	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	西山桂子 准教授	片桐朝美 教授	学術
2	NIE XIYUAN	機械翻訳の質の評価に関する考察 —ChatGPTとDeepLを対象に—	宮首弘子 教授	千野万里子 教授	森 和 准教授	劉 迪 特任教授	学術

博 士 学 位 論 文

博士論文要旨および審査結果の要旨

氏名	王 佳杰
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 53 号
学位授与の日付	2025 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	在日若年中国人によるマインドフルネス実践の継続要因に関する研究
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 進邦 徹夫
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 劉 迪
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 渡辺 剛
副査（外部審査委員）	帝京科学大学教育人間科学部幼児保育学科教授 呂 晓彤

博士学位論文要旨

在日若年中国人によるマインドフルネス実践の継続要因に関する研究

王 佳杰

【研究の背景】在日若年中国人のメンタルヘルス問題への対処策が求められている。近年、抑うつ症を含めた問題への対処方法として注目されているのは、マインドフルネスである。マインドフルネスには様々なプログラムがあり、ストレスを解消するための MBSR（マインドフルネスストレス低減法）、抑うつ症状を改善するための MBCT（マインドフルネス認知療法、Mindfulness Based Cognitive Therapy : イド MBCT)) などがあり、若年層を対象としたマインドフルネス実践の効果について数多くの報告がされる一方で、実践の継続に関連する要因についての研究は少なく、

実践中のドロップアウトへの対処策については十分な研究がされていない。またそれは在日若年中国人についても同様である。

【研究目的】 在日若年中国人によるマインドフルネス実践の継続要因の一つとしてマインドフルネス実践の簡便さの違いが、その効果と実践の継続にどう影響するのかについて明らかにすることを目的とした。

【研究方法】 在日若年中国人をランダムに二つのグループに分けて介入研究を行った。グループ A は複数のマインドフルネスの実践メニューを 8 週間継続して行う「複数メニュー法」、グループ B は一つのマインドフルネスのメニューのみを 8 週間継続して行う「簡易単一メニュー法」として、二つのグループの実践結果を比較した。

【結果及び考察】 本研究における仮説では、複数メニューと簡易単一メニューの間では、何らかの差が生じるものと考えていた。複数メニューよりも簡易単一メニューを実践した群で、その簡易さや負担が少ないことから継続する傾向が高まるか、あるいは、逆に単一なものは、変化や種類がないことから実践者が容易に飽きてしまい、逆に実践継続意欲が低くなるかのどちらかになるといった仮説であった。結果として本研究では、標本数が少なかったことから、小さな差を検出できなかった可能性はあるが、検定結果に従うならば、両群に大きな差は生じなかった。同時に両群における SDS 得点と MAAS 得点の有意差は認められず、ほぼ同じ効果があったことが示された。このことから、「簡易単一メニュー法」は「複数メニュー法」よりも効率的で継続しやすい傾向があると思われた。また、継続理由として、実践によって効果を実感したことや実践において負担を感じないことが比較的多かったことから、継続意欲を維持するための実践プログラムの設計については、「効果」と「負担軽減」を考慮する必要があることが明らかになった。在日若年中国人にマインドフルネスの実践をしてもらう際には、比較的短時間のマインドフルネス実践プログラムを推奨することが適切であると考えられる。

博士学位論文審査報告書

在日若年中国人によるマインドフルネス実践の継続要因に関する研究

王 佳杰

【審査論文の要旨】

・ 本論文の構成

はじめに

I 在日若年中国人の来日ルートと各段階における特徴

II マインドフルネスの概要

III 研究方法

IV 結果

V 考察

おわりに

・ 論文の概要

本稿は、マインドフルネスの実践により、在日若年中国人のメンタルヘルスについて改善を検証したもので、とりわけその効果の背景にあるものと、実践を継続させる要因についての解明を試みた興味深い論考である。王氏は、若年層を対象としたマインドフルネス実践の効果については先行研究が多く見られるが、実践中のドロップアウトに関する対処策については、これまで十分な研究がなされていないとする。本稿では、マインドフルネス実践の継続要因の一つとして、その簡便さが、効果と実践の継続に影響するという視点に立ち、在日若年中国人を対象として、複数のメニューを実践するグループ A と簡易的なメニューを実践するグループ B という 2 つのグループに分け、両者の実践結果を比較検証している。

なお、本稿は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（2021 年、文部科学省厚生労働省・経済産業省）を遵守し、調査に際し杏林大学大学院国際協力研究科・研究倫理審査委員会の承認を経て調査研究が行われたことを付記する（承認番号 64）。

以下に、論文の概要を示す。

「はじめに」では、在留中国人の数が在留外国人の中で 30% を占め、なかでも学生や社会人など若年層が増加していることが示される。環境の変化に伴う抑うつ症状の発症例が多く見られ、その対処方法として MBCT（マインドフルネス認知療法）、及びその基礎となった MBSR（マインドフルネスストレス低減法）を挙げ、その実践の効果については検証がなされているものの、実践中のドロップアウトについての検証が十分でないことを指摘し、本稿の意義を明確にした。

「I 在日若年中国人の来日ルートと各段階における特徴」では、本稿がサンプル

として取り上げる在日若年中国人を留学生（日本語学校、大学、大学院）、社会人（日本企業、中国系企業、他の外資系企業）に分類し、それぞれのメンタルヘルスを悪化させる背景についての指摘を行っている。

「Ⅱ マインドフルネスの概要」では、マインドフルネスの起源や、その実践効果についての先行研究が整理される。マインドフルネスは、仏教研究や心理学に起源を持つ概念で、1979年にカバット・ジンによる MBSR が心理療法の端緒とされる。MBSR を起源とし、1990 年代にうつ病の再発予防として MBCT が開発され、やがて不安障害、心身症をはじめとした様々な症状を改善する臨床研究が行われたという。かかるエビデンスから、現在では MBCT を教育、司法、ビジネスに活用している事例が紹介される。また若年層へのマインドフルネスに基づく介入についても紹介され、行動力や注意力の持続を促進する効果があることが示されている。ここで王氏は、マインドフルネスの実践について着手することと継続することが重要であることを指摘する。次に、大学生に対するマインドフルネスの効果に関する先行研究が紹介される。対象は看護学生や教育を専攻する学生など、幅広い学生が挙げられ、様々なマインドフルネスの手法が例示されている。王氏は、これまでの研究成果は、総じてストレス管理に効果的であるが、厳格で時間や費用がかかり大学生に向かないのではないかと指摘する。

「Ⅲ 研究方法」では、MBCT を用いたマインドフルネス実践への介入方法が示される。王氏は 31 名の在日若年中国人を、ランダムに 2 つのグループに分けて研究を行っている。グループ A は複数の実践メニューを 8 週間継続して行う「複数メニュー法」、グループ B は同一のメニューのみを 8 週間継続する「簡易単一メニュー法」とし両者の実践結果について、基本的属性、ストレス状況、SDS（抑うつ自己評価尺度）、MAAS（マインドフルネス測定する尺度）、効果、期待感、負担感、興味、簡便さ、印象などの項目について比較検証したという。

「Ⅳ 結果」では、前章で見た研究の成果が示される。王氏は、「複数メニュー法」と「簡易単一メニュー法」では「簡易単一メニュー法」が簡易さや負担感から継続する傾向が高いか、同メニューは、変化がなく単調であることから実践者が飽きてしまい、継続意欲が低くなるのではないかという仮説を立てていた。しかるに、結果を見ると両群に大きな差は生じていなかったという。効果については、両群に有意差が認められなかったという。王氏は、その背景に、標本数が少なかったことを挙げている。

「Ⅴ 考察」では、本稿についての総括が行われる。王氏は在日若年中国人を対象とした本稿について、サンプル数が少なかったこと、十分に無作為抽出ができていないことなど、反省すべき点を挙げる。しかるにサンプルの属性などについては、偏在が見られなかったことから、研究の有用性を説く。そして「複数メニュー法」と「簡易単一メニュー法」の効果に有意差が認められていなかったことから、効率

的な「簡易単一メニュー法」の方が継続しやすい傾向があると結論付けた。王氏の問題意識である、マインドフルネス実践の簡便さが、効果と実践の継続に影響するという視点が検証されたとまでは言い切れないものの、その導入としての本稿の意義は高いと言える。

【論文審査の総評】

本件につき、4名の審査委員は王佳杰氏から提出された学位論文の査読を行ったうえで、令和7年1月15日 17:30より面接による最終試験を実施した。審査員からは、主として1. 本研究の独創性について、2. 在日中国人を研究対象とする意義について、の2点から指摘がなされた。本研究の独創性については、まず在日中国人のメンタルヘルスを扱った研究として高く評価し、心理的支援を継続が期待されることが伝えられた。そのうえで、マインドフルネスは、宗教と混同される危険性もあるので視野を広げたほうがいい、今後、①対象者の生育状況、②社会的属性（経済状況も含む）、③障がいの有無、の3つの視点を入れて研究を継続してほしい。研究結果に有意差が見られなかった背景には、調査対象をさらに深く分析する必要があったと思われる。今後の研究に期待したい、といった指摘がなされた。次に在日若年中国人を研究対象とする意義について、在日若年中国人を研究対象にした意義について、やや明確さに欠けるとの指摘があったいっぽうで、若年層という点で、学生だけでなく社会人も対照にしたのは、良かった、あるいは学生や社会人という属性ごとに、ストレスを感じる事象や機会が異なると思われ、個別にインタビューを試みてほしいなど、さらなる精緻な研究への期待が込められたコメントが多く寄せられ、本研究への建設的な指摘となった。

いっぽう、本稿の体裁上の不具合については、修正が求められた。注の表記について、参考文献と引用注の混同が見受けられたほか、参考文献、引用文献ともに表記揺れが見られた。また、目次に示されたページの不具合があったほか、図表がページに示されていないなどの体裁上の指摘がなされた。かかる指摘については、適切な加筆修正がなされたことを確認している。

以上の結果、審査委員一同は、全員一致で王佳杰氏に学位（学術）を授与するにふさわしいと判断する。

令和7年1月23日

主査 進邦 徹夫

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査 劉 迪

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査 渡辺 剛

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査（外部審査）

呂 曉彤

帝京科学大学教育人間科学部教授

氏名	井上 敦
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 54 号
学位授与の日付	2025 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	「利用者主体」のケアを志向する援助者の視点に関する研究
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 北島 勉
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 小堀 貴亮
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 古本 泰之
副査（外部審査委員）	東京家政大学健康科学部看護学科准教授 北澤 健文

博士学位論文要旨

「利用者主体」のケアを志向する援助者の視点に関する研究

井上 敦

本論文では、「社会福祉基礎構造改革」（1998 年）以降目指されている「利用者主体」のあり方について検討している。この改革以降、日本の社会福祉は行政主体のあり方から、利用者本人による選択・決定に基づくあり方へと大きく変化した。こうした「利用者主体」を基本に据えたあり方は、当然ながらサービスの選択・契約時にとどまらず、実際に利用者がサービスを使用する日常生活においても守られなくてはならない。その際、利用者に向ける援助者の専門的視点を明らかにするのが本論文の目的である。

上記の目的を果たすため、本論文では次の六つの章で検討を行っている。

第1章では、ケア概念の変遷を辿り、本論文でのケアの立ち位置を明示している。ケアを人間に所与のものや一方的な志向性と捉えるのではなく、他者との相互性から捉える必要があることを示している。第2章では、N・ノディングズのケア理論を導きの糸として、関係性から生まれるケアについて論じている。ノディングズのケア（の定式化）では役割を固定的に捉え、ケアされる側のケアする能力に光が当てられない可能性がある。関わりを生きる過程で役割が生まれ、その役割を発見する援助者の視点（関係的発想）の必要性について論じている。第3章では、前述の関係性の視点を考えるうえで有用なかりとなるM・ブーバーの「我一汝」の原理的意義を明らかにしている。第4章と第5章では、これまでの理論研究を基盤に、利用者（認知症高齢者）との関わりを考察し、関係性からのケアの実践的意義を明らかにしている。利用者へのケア場面では、「援助者」という社会的役割を果たすだけでは不十分で（援助が止まり）、ときとして利用者の生きている「世界」から求められ役割に応答する必要がある（応答的役割）ことを示した。第6章では、これまでの考察から、「利用者主体」のケアには援助者の役割への視点が重要であると考え、介護士を対象に実施した量的調査を分析した。本調査の結果から、援助者が自身の「援助者」としての社会的役割を固持することにより、対照的に利用者の主体性が十分に顧慮されない可能性があることが示唆された。裏返していえば、援助者が自らの社会的役割を固持せず、場合に応じ利用者の積極的役割を見出し、ケアに活かそうとする視点が「利用者主体」のケアにつながるということが明らかとなった。

博士學位論文審査報告書

「利用者主体」のケアを志向する援助者の視点に関する研究

井上 敦

【審査論文の要旨】

本論文では、「社会福祉基礎構造改革」（1998年）以降目指されている「利用者主体」のあり方について検討している。この改革以降、日本の社会福祉は行政主体のあり方から、利用者本人による選択/決定に基づくあり方へと大きく変化した。こうした「利用者主体」を基本に据えたあり方は、サービスの選択・契約時にとどまらず、実際に利用者がサービスを使用する日常生活においても守られなくてはならない。その際、利用者に向ける援助者の専門的視点を明らかにするのが本論文の目的である。

本論文では、次の6つの章で検討を行っている。第1章では、ケア概念の変遷を辿り、本論文でのケアの立ち位置を明示している。ケアを人間に所与のものや一方的な志向性と捉えるのではなく、他者との相互性から捉える必要があることを示し

ている。第2章では、N・ノディングズのケア理論を導きの糸として、関係性から生まれるケアについて論じている。ノディングズのケアの定式化では、役割を固定的に捉え、ケアされる側のケアする能力に光が当てられない可能性がある。関わりを生きる過程で役割が生まれ、その役割を発見する援助者の視点（関係的発想）の必要性について論じている。第3章では、前述の関係性の視点を考えるうえで有用な手がかりとなるM・ブーバーの「我-汝」の原理的意義を明らかにしている。第4章と第5章では、これまでの理論研究を基盤に、利用者（認知症高齢者）との関わりを考察し、関係性からのケアの実践的意義を明らかにしている。利用者へのケア場面では、「援助者」という社会的役割を果たすだけでは不十分で、時として利用者の生きている世界から求められる役割に応答する必要があることを示した。第6章では、これまでの考察から、「利用者主体」のケアには援助者の役割への視点が重要であると考え、介護士を対象に実施した量的調査を分析した。本調査の結果から、援助者が自身の「援助者」としての社会的役割を固持することにより、対照的に利用者の主体性が顧慮されない可能性があることが示唆された。援助者が自らの社会的役割を固持せず、場合に応じ利用者の積極的役割を見出し、ケアに活かそうとする視点が「利用者主体」のケアにつながるということが明らかとなった。

【論文審査の総評】

福祉サービスの利用者に向ける援助者の専門的視点を明らかにするために、主に欧米の研究者によって提示されたケアに関する概念や理論に関する考察、申請者自身がこれまで関わってきた高齢者施設におけるケアの現場における事例研究、そして、高齢者にケアを提供している介護士らに対する自記式質問票による横断研究を行った。これらの考察やデータから、援助者が、利用者を援助するだけでなく、利用者の積極的役割を見出し、ケアに活かそうとする視点が「利用者主体」のケアであると結論付けている。理論や事例研究で終わりにせず、量的な調査から得られたデータを元に「利用者主体」のケアを提供する上での援助者の視点を示したという点で新規性がある研究であると考えられる。

口頭試問では、各章のつながりが不明確であること、国際協力研究科の論文であるため、この研究課題の国際的な位置づけを明確にすること、論文で取り上げられている理論や概念が認知症高齢者のケアを検討するための拠り所としての妥当性、「利用者主体」がテーマの研究ではあるが利用者の視点が不足していること、横断研究の調査方法や分析結果の解釈に関する質問や指摘等があった。申請者は可能な範囲で回答し、論文の加筆修正を行った。上記の経緯を踏まえ、審査委員は全員一致で申請者が、博士（学術）の学位を授与するに値するものと認めた。なお、申請者がこの研究の限界として述べていることや、指摘を受けた点が十分に対応できなかった点については、申請者の今後の研究において明らかにしていくことを期待したい。

令和7年1月23日

主査 北島 勉

副査 小堀 貴亮

副査 古本 泰之

副査 (外部審査)

北澤 健文

杏林大学大学院国際協力研究科教授

杏林大学大学院国際協力研究科教授

杏林大学大学院国際協力研究科教授

東京家政大学健康科学部准教授

氏名	布田 和恵
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 55 号
学位授与の日付	2025 年 9 月 14 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	地域包括ケアにおける医療的ケア（喀痰等の吸引）を行なう 多職種連携推進と教育に関する研究
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 北島 勉
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 小堀 貴亮
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 古本 泰之
副査（外部審査委員）	東京家政大学健康科学部看護学科准教授 北澤 健文

博士学位論文要旨

地域包括ケアにおける医療的ケア（喀痰等の吸引）を行なう
多職種連携推進と教育に関する研究

布田 和恵

＜目的＞本研究は、地域包括ケアにおける医療的ケア（喀痰等の吸引）を行う多職種連携の状況を知り、その推進のための連携方法の示唆を得ること、また、医療的ケア（喀痰等の吸引）の教育方法には、多職種によって差異がみられることから、医療的ケア（喀痰等の吸引）の教育方法の再考を目的とした。

＜研究方法＞研究対象者は、都内 A 地域内の、訪問看護ステーション・東京都登録

特定行為事業者・東京都特別支援学校に勤める者とした。研究方法は、分析的観察研究デザインで、研究開始前に杏林大学国際協力研究科の倫理審査を受けた。その後、無記名の自己記入式質問紙法にてアンケート調査を行なった。アンケート内容は、「喀痰等吸引の経験・経験期間・頻度・連携等」と「喀痰貯留アセスメントとして、アセスメント・報告・性状表現方法等」である。アンケートの有効回答率は61%であった。

＜研究結果と考察＞多職種連携については、全ての職種において連携の重要性は理解しているものの、複雑で繁雑な業務の中で十分な多職種連携を図る事が困難であることが推察された。対面での会議において、時間が取れない・場所が取れない等の困りごとがあることが分かった。また、看護師をはじめとした医療職は医療職間で、介護職員をはじめとした福祉職は福祉職間で、養護教諭や特別支援学校看護師においては学校間での連携というように「同業者間での連携に固まりやすい」との示唆を得た。

＜結論＞多職種連携では、①連絡ノート・FAX・メール等の連携媒体は使用しつつ、対面での会議においては、リモートワークを推進する。②同業者間のかたまりをゆるくし、療養者の年齢的時間軸を中心据えた社会の法制度により分断されないシステムの開発が望まれる。

医療的ケアの教育では、①こころとからだ利用者・家族の心理の基本的な教育が重要である②演習では、模擬痰や高機能人形・有償モデルの活用し、臨場感のある演習の教授が必要である。実習では、喀痰の性状等の判断が出来るようなスケールの開発が望まれる。

＜キーワード＞医療的ケア・喀痰吸引・医療的ケア児・喀痰吸引等研修・多職種連携・介護職の教育

博士学位論文審査報告書

地域包括ケアにおける医療的ケア（喀痰等の吸引）を行なう
多職種連携推進と教育に関する研究

布田 和恵

【審査論文の要旨】

本論文は、「地域包括ケアにおける医療的ケアを行う多職種の連携推進と教育に関する研究」として、医療的ケア（特に喀痰吸引）に関する多職種間の連携や教育の現状と課題を明らかにし、より実効性のある支援体制と教育の在り方を提案することを目的としている。

本論文は以下の5つの章から構成されている。第1章では、研究の背景と目的が述べられている。少子高齢化の進展に伴い、在宅療養者や医療的ケア児への支援が重要となっていることから、医療職以外（介護福祉士や教員など）が医療的ケアを担う必要性が高まっている。制度上、介護福祉士による喀痰吸引が認められたが、現場では不安や混乱がある。このような背景のもと、本研究の目的は、多職種の医療的ケア実践における連携の実態と教育の課題を明らかにし、その改善に資する知見を得ることである。第2章では、医療的ケアに関する法制度の変遷、政策的背景、国内外の先行研究が整理されている。喀痰吸引等の実施が介護福祉士に認められた経緯や、特別支援学校での医療的ケア導入の実態などが紹介されている。先行研究からは、教育体制や連携体制の不十分さ、責任の所在不明確さ、観察力や判断力不足といった課題が共通して浮かび上がっており、本研究の重要性が裏付けられている。第3章では、研究対象、調査計画、分析手法が記述されている。対象は多摩地域の訪問看護師、訪問介護職、特別支援学校教員など医療的ケアに関わる多職種である。質問紙調査を用い、喀痰吸引の経験、教育内容の理解度、業務上の困難、多職種との連携状況などを尋ねた。回収されたデータを統計的に分析し、職種間や連携体制の違いを検討することが述べられていた。第4章では、調査結果の詳細な分析と考察がなされている。喀痰吸引の実施経験は職種により差があり、教育内容の理解や困難さにも差異がみられた。特に観察や判断に関して不安を持つ回答が多く、現場での教育が実践と乖離していることが明らかになった。また、連携媒体（指示書、連絡ノート、ICTなど）や連携相手も職種・現場により異なり、連携の質に地域差があることが示された。これらは制度設計や教育内容の見直しが必要であることを示唆している。第5章では、研究の総括と今後の展望が述べられる。医療的ケアにおいては、単なる技術教育ではなく、観察力や判断力を育成する教育体制が不可欠である。また、多職種が共通理解のもとで連携する仕組みづくりが重要であると結論づけられた。

【論文審査の総評】

本研究は、医師や看護師だけでなく介護福祉士や教員など、医療職以外も医療的ケア（特に喀痰吸引）を担うようになった現代の地域包括ケアの現場において、どのような困難や課題が生じているのかを、多職種の視点から実証的に明らかにした。現場で働く人々が感じている教育の不足、不安、連携の困難といった実態を可視化した点に大きな意義があると言える。また、調査を通じて、多職種間で連携の方法や教育の質にばらつきがあることを明らかにし、これに対し、制度的支援の必要性や、共通理解を促す横断的な教育の導入といった具体的な改善策を提案している点で、政策・実務の両面に貢献していると考えられる。

口頭試問では、アンケート調査で用いた分析の枠組をわかりやすく図示すること、研究対象地域を明示すること、研究対象地域が特定の地域に限定されていたことや新型コロナウイルス感染症の流行及び「医療的ケア児支援法」が施行される前に実施された調査をもとにした研究であるため、結果の解釈には注意を要することを研究の限界として述べることを、国際協力研究科の論文であるため、この研究課題の国際的な位置づけを明確にすること等に関する質問や指摘があった。申請者は可能な範囲で回答し、論文の加筆修正を行った。上記の経緯を踏まえ、審査委員は全員一致で申請者が博士（学術）の学位を授与するに値するものと認めた。なお、申請者がこの研究の限界として述べていることについては、申請者の今後の研究において明らかにしていくことを期待したい。

令和7年7月26日

主査 北島 勉
副査 小堀 貴亮
副査 古本 泰之
副査（外部審査）
北澤 健文

杏林大学大学院国際協力研究科教授
杏林大学大学院国際協力研究科教授
杏林大学大学院国際協力研究科教授
東京家政大学健康科学部准教授

杏林大学大学院国際協力研究科論文集 第 23 号

発行年月日 2026 年 3 月 31 日

編集発行者 杏林大学大学院国際協力研究科長 坂本 ロビン

東京都三鷹市下連雀 5-4-1

電話 0422(47)8000

印刷 株式会社八王子印刷

〒192-0045 東京都八王子市大和田町 6-6-9

Tel 042-644-1058

Fax 042-646-1007

